

厚生委員会会議録

1 開会年月日

令和7年9月22日（月）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（8名）

委員長 のぐち けんたろう

副委員長 松 丸 昌 史

理 事 千 田 恵美子

理 事 沢 田 けいじ

理 事 宮 崎 こうき

理 事 たかはま なおき

理 事 田 中 としかね

委 員 市 村 やすとし

4 欠席委員

な し

5 委員外議員

副 議 長 高 山 泰 三

6 出席説明員

成 澤 廣 修 区 長

佐 藤 正 子 副 区 長

加 藤 裕 一 副 区 長

丹 羽 恵 玲 奈 教 育 長

新 名 幸 男 企 画 政 策 部 長

竹 田 弘 一 総 務 部 長

鈴 木 裕 佳 福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長

矢 島 孝 幸 地 域 包 括 ケ ア 推 進 担 当 部 長

矢 内 真 理 子 保 健 衛 生 部 長 兼 文 京 保 健 所 長

川 崎 慎 一 郎 企 画 課 長

菊池 日彦	政策研究担当課長
進 憲 司	財政課長
横山 尚人	広報戦略課長
畑中 貴史	総務課長
篠原 秀徳	福祉政策課長
瀬尾 かおり	高齢福祉課長
鈴木 仁美	地域包括ケア推進担当課長
永尾 真一	障害福祉課長
坂田 賢司	生活福祉課長
佐々木 健至	介護保険課長
佐藤 祐司	事業者支援担当課長
後藤 容子	国保年金課長兼高齢者医療担当課長
中島 一浩	生活衛生課長
大武 保昭	健康推進課長
小島 絵里	予防対策課長
市川 健一郎	保健対策担当課長
大塚 仁雄	保健サービスセンター所長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康一
議事調査主査	菅 波 節子
議事調査担当	阿 部 隆也

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第31号 文京区立障害者福祉施設条例等の一部を改正する条例

(2) 付託請願審査

- 1) 請願受理第29号 ワクチン接種による健康被害の救済を求める請願

(3) 理事者報告

- 1) 文京区市民後見人養成講座の実施について
- 2) 文京区高齢者デジタルデバйд解消促進事業の実施について
- 3) 障害者（児）実態・意向調査の調査項目について

- 4) 高齢者等実態調査の調査項目について
 - 5) 白山四丁目国有地における地域密着型サービスの整備について
 - 6) 旧区立特別養護老人ホーム文京千駄木の郷及び文京千駄木高齢者在宅サービスセンターに係る土地建物の貸付けに関する事業者の選定結果について
 - 7) 文京区新型インフルエンザ等対策行動計画改定について
 - 8) 公害健康被害被認定者に対する新型コロナワクチン接種費用助成事業について
 - 9) 令和7年度新型コロナワクチン定期予防接種の自己負担額変更について
 - 10) 令和7年度小児インフルエンザワクチン任意予防接種について
- (4) 一般質問
- (5) その他
-

午前 9時58分 開会

〇のぐち委員長 それでは、時間前ではございますが、全員おそろいですので、厚生委員会を開会いたします。

委員等の出席状況につきましてですが、委員は全員御出席です。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしています。

なお、成澤区長は敬老祭に出席のため、午後1時30分から午後3時まで欠席です。

〇のぐち委員長 理事会についてですが、必要に応じて協議をして開催したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

〇のぐち委員長 また、午後3時の休憩時、視察について協議を行うため、理事会を開催したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

〇のぐち委員長 それでは、午後3時の休憩時、第一委員会室にて理事会を開催します。

なお、理事者の出席は必要ありません。

〇のぐち委員長 続きまして、本日の委員会運営についてです。

付託議案審査1件、付託請願審査1件、理事者報告10件、部ごとに報告を受け、質疑は項目ごとといたします。続きまして、一般質問、その他、本会議での委員会報告について、委

員会記録について、以上の運びにより本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○のぐち委員長 各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう御協力をお願いいたします。

○のぐち委員長 それでは、付託議案審査1件、議案第31号、文京区立障害者福祉施設条例等の一部を改正する条例。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 おはようございます。ただいま議題とされました議案第31号、文京区立障害者福祉施設条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明いたします。議案集は5ページとなりますが、改正内容につきましては、議案審査資料第1号の新旧対照表を御覧ください。

本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、文京区立障害者福祉施設条例第3条第2項第1号、文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例第54条第1号、文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例第50条第1項の引用条文を整備するものでございます。

本条例の施行期日は、公布の日でございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○のぐち委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

御質疑なしでよろしいでしょうか。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○田中（と）委員 議案第31号ですが、いわゆる障害者総合支援法ではですね、地域社会における共生の実現という理念の下で、尊厳を保ちながら日常生活や社会生活を送るために必要な支援制度が定められています。今回の改正は、その支援体制の充実強化のための整備であり、それに伴う文京区の条例改正も規定を合わせるためのものであり、自民党は議案第31号、賛成いたします。

○のぐち委員長 賛成ですね。

文京維新の会さん。

○宮崎委員　こちら議案第31号につきましては、国の障害者総合支援法の一部改正に伴う引用条文の項のずれによる規定の整備ということですので、こちら文京維新は賛成です。

○のぐち委員長　維新さん、賛成。

AGORAさん。

○沢田委員　AGORAも、先ほどお二人の言ったとおり、聞きにくくてすいません、法改正に伴う条ずれということで、賛成いたします。なるべくはっきりしゃべります。

○のぐち委員長　文京子育てさん。

○たかはま委員　法律の一部改正に伴って引用条文の規定を整備するものでありますので、異論ありません。文京子育ては、議案第31号、賛成であります。

○のぐち委員長　日本共産党さん。

○千田委員　基になる障害者総合支援法ですね、こちらはまだ障害者の人権侵害でいろんな様々な問題があります。精神科医療、特に精神科医療では、医療保護入院の件など、そういう面をさらに改善することを求めて、この条例に関しては、障害者就労支援、就労選択支援が加わったことによる条ずれですので、共産党、議案第31号、賛成いたします。

○のぐち委員長　公明党さん。

○松丸副委員長　公明党は、規定の整備ということで、この条例、賛成をいたします。

○のぐち委員長　それでは、議案第31号の審査結果を御報告いたします。

賛成6、反対ゼロ。よって、この議案は賛成といたします。

○のぐち委員長　続きまして、付託請願審査1件、請願受理第29号、ワクチン接種による健康被害の救済を求める請願です。

お手元の請願文書表のデータ15ページを御覧ください。

.....

- | | | |
|------------|------------------------|---------|
| ・受理年月日及び番号 | 令和7年9月2日 | 第29号 |
| ・件名 | ワクチン接種による健康被害の救済を求める請願 | |
| ・請願者 | | |
| ・紹介議員 | 小林　れい子 | 関　川　けさ子 |
| ・請願の要旨 | 次頁のとおり | |
| ・付託委員会 | 厚生委員会 | |

・ 請願理由

「医薬品の副作用やワクチンの副反応によって、重篤な被害を被っている国民が十分に救済制度にアクセスできずに苦しんでいる実態がある」として薬害被害者団体が福岡厚労大臣に要望書を提供しました（2025年8月26日）。

ワクチン接種後に健康被害を受けた患者に向けて国は「予防接種健康被害救済制度」を施行しています。その申請はワクチンを受けた時に住民票を登録していた市町村で行います。

約48年前から運用されているこの制度ではこれまでに1,194件が死亡認定されています。このうち、約4年前から始まった新型コロナワクチンが1,032件（86%）を占めており過去最大の認定数になっています。

文京区でも、接種開始時に治験中であった新型コロナワクチンを多くの区民が接種しました（ファイザー社の第1相～第3相臨床試験終了は2023年12月）。文京区ではこれまでに新型コロナワクチン接種で健康被害を受けた10代～90代の区民から31件の申請がでています。まだ審査中のものもありますが、2025年8月時点で「死亡一時金が1件」と「医療費・医療手当が9件、一部認定4件」が国から認定されています。

しかし、「予防接種健康被害救済制度」は広く一般に知られておらず、申請者は氷山の一角と言われています。「新型コロナワクチン後遺症患者の会」のアンケートでは、「接種時に救済制度の情報を知らされなかった」と48%の方が回答しています。患者の中には、体調が悪くて必要書類を集められない方や医師から必要書類を断られて申請を諦める方もでています。

今年7月に厚労省が各自治体に対して「予防接種健康被害救済制度」の周知を図るよう通知を出しました。文京区では「予防接種健康被害救済制度」についてホームページに詳しく記載するなどの取り組みをしていますが、残念ながらワクチンの定期接種を受けた多くの区民にこの制度が浸透しているとは言えません。文京区でも本来、救済制度で申請できる方、希望されている方を取りこぼすことがないようにしていただきたいです。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

請願事項

- 1 区民が「予防接種健康被害救済制度」を認識できるようにより周知を工夫し、特に過去最大の認定数になっている新型コロナワクチンを過去に接種したことのある方にも周知を徹底し、体調不良の患者であっても申請が行えるように手厚くサポートする体制を整えてください。

○のぐち委員長 この請願は、区民が予防接種健康被害救済制度を認識できるようになり、周知を工夫し、特に過去最大の認定数になっている新型コロナワクチンを過去に接種したことのある方にも周知を徹底し、体調不良の患者であっても申請が行えるように手厚くサポートする体制を整えることを区に求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

宮崎委員。

○宮崎委員 ちょっと私から1件、質問なんですけども、この請願理由のほうの下から5ページ目ぐらいですかね、文京区では、予防接種健康被害救済制度についてホームページに詳しく記載するなどの取組をしていますが、とありますけども、この予防接種健康被害救済制度の周知に関しまして、このホームページに詳しく記載するなどの取組以外に、何か行っていることなどがあればお聞かせください。

○のぐち委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 予診票というものを予防接種の対象の方には配付させていただき、区から配付させていただいているんですけども、予診票と一緒にお知らせというものがございまして、をお送りしております。そちらのほうに予防接種による健康被害救済制度についてという項目で御説明をしております。また、予診票の中にも、区から案内を読んだかという質問や、医師の記入欄に本人に対して接種の効果、副反応及び予防接種健康被害制度について説明したとして署名をする欄もございますので、周知しております。

○のぐち委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。本区のホームページに詳しく記載するなどの取組以外にも、そういった予診票を通じてね、こちらのほうは今までもコロナウイルス接種を受けた方、区民のほぼ全体が対象になっていたかと思っておりますので、そういったところに関しての周知はされているのかなと感じます。あとは態度表明で示したいと思っております。ありがとうございます。

○のぐち委員長 続きまして、沢田委員。

○沢田委員 今、宮崎委員の質問あったとおり、区としては、できることはやっているということなんですけど、一方では請願者の方のこの請願の願意は、もっとより精緻にサポート体制を整えてほしいということなんですよね。そのあたりの課題意識というのは区としてもお持ちでしょうか。

○のぐち委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 課題意識として、こちらのアンケートにもあるように、知らなかったという方もいらっしゃるので、一層なおホームページ等で周知、また、医師会や接種医療機関とも連携して、接種時のお知らせについて、引き続き接種時にもしっかりと周知をしていたくように図ってまいりたいと思います。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 請願理由の中にですね、今年7月に厚労省が周知を図るよという通知を出したというふうにあるんですけど、ここにも、今、おっしゃったようなことが書かれているのでしょうか。

○のぐち委員長 質問ね。

小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 同様に、リーフレット等を通じて、活用してというところで周知があったと認識しております。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 私もちっと拝見したんですけど、詳しく確認できてないんですが、リーフレットを例えば関係医療機関の掲示板とかよく見えるところに掲示いただくとか、そんな内容もありましたよね。そこも区としてはお考えなんでしょうか。

○のぐち委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 それについても、医師会、接種医療機関等と連携してまいりたいと思います。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 承知しました。ぜひ、その通知に書かれている内容を区としても進めていただきたいというのが1点と、あとですね、この調査委員、救済制度のですかね、あ、違う、調査委員会の話がありますよね、ないか、ない。あ、救済制度に調査委員会ってあると思うんですけど、区で実際にその調査委員会に上がった数というのは、現状、どのぐらいあるんでしょうか。

○のぐち委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 令和、これまでには29件の申請があり、全て、現在、調査は委員会には進んで、御報告等済んでおります。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 その29件についてなんですけど、ここに書かれているように、書類がたくさん必要で、実際に体調不良の方、病院回って集めるとかが大変でとかというような御相談とか、苦情のようなものというのは上がっているんでしょうか。

○のぐち委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 御体調不良で難しいというお話はありますが、こちらとしても必要なものですので、お願いして何とかそろえていただけて出しているという状態になります。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 その何とかというのは、区としてもできる限りのサポートをして、御本人が途中で諦めたりしないようにということができているという認識でよろしいでしょうか。

○のぐち委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 電話等で確認できるものは電話等で確認しております。

○のぐち委員長 よろしいですか。

たかはま委員。

○たかはま委員 1点目の質問は、先ほど来、議論があったところと同じような趣旨になるんですけれども、いろいろと救済制度について記載等やっているといたるところですけれども、この請願で述べている対策というのがちょっと具体的に分からなくて、区としてさらにできることというのがあるのかというのがお伺いしたいところです。厚労省からのガイドラインですとか、ほかの自治体と比較して、文京区がまだ足りてないという点があったら教えていただきたい。

それから、2点目として、この請願のちょうど真ん中の辺りでしょうか、患者さんの中には体調が悪くて集められない方ですとか、医者から必要書類を断られてしまった方がいるということで、これはアンケート結果を記載しているんだと思うんですけれども、本区でもこういうような事案について把握されていることが、事実があるかどうか、教えてください。

○のぐち委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 周知については、ホームページ、あと、お知らせ等で先ほど述べたように行っていると思います。他区の状況というのも研究してまいりたい、確認して研究してまいりたいと思います。

また、体調不良で集められないであつたりとかという方は、先ほど述べたように、できるだけこういった方法でやったらいかがですかなどと御相談には乗るようにしております。ま

た、医師から断られたということは、私どものほうで把握してございませんが、先ほど述べられた先日の厚労省の通知でも、拒まないようにという通知が出ておりますので、再度、接種医療機関等、医師会等に周知してまいりたいと思います。

○のぐち委員長 よろしいですか。

千田委員。

○千田委員 医薬品副作用救済制度というのは昭和55年にできたものなんですけれども、この予防接種健康被害救済制度はそれよりも前に昭和52年に創設されています。ワクチンは病気の方ではなく健康な方に接種できるということで、副作用の被害というのは、健康な方が接種して被害を受けるという、病気の方ではないですね、これが非常に一般の医薬品との副作用と大きな違いです。ワクチンは、健康な方が接種して、そして被害を受ける。まして、死亡例まで出ているということは非常に大問題です。

ここの請願理由にも書いてあるんですけれども、死亡認定が1,194件で、この中で、約4年前から始まった新型コロナワクチンが1,032件と86%を占めています。非常に多くがこのコロナワクチン、死亡例を占めているんですけど、このような状況を区としては認識しているらっしゃるでしょうか。

○のぐち委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 区として認識しておりまして、おります。

○のぐち委員長 よろしいですか。

それでは、採択に入ります。

日本共産党さん。

○千田委員 つい先日、9月5日なんですけど、1時半から2時半、真夜中なんですけど、TBSドキュメンタリー「解放区」で、ちょうどこのコロナワクチン接種被害を報道していました。足かけ4年の取材で、接種後、長期の体調不良の方が続々人々が、体調不良の人々が続々続いているという情報、報道でした。京大の福島先生、この福島先生というのは、私も薬害やっているときに一緒に先生といろんな活動していたんですけれども、今、薬害の大家、第一人者である先生なんですけど、この福島先生が、史上最大の薬害となるおそれがあるということも言っていました。そして、その番組では、神経障害で下半身不随になっていた男性が、歩けない、排せつ障害など、困難を訴えながら実名でワクチンの被害を訴えていました。報道の中でも、患部に数年たってもスパイクたんぱくが残っている、血液中に自分が攻撃する自己抗体ができていることも明らかにしていました。

NHKでも、新型コロナは国内で延べ4億4,000万回接種され、接種制度の申請者数は、2025年4月4日時点で1万3,000件です。このうち9,054件が認定されているんですけども、そして、今も申請が続いていることを報道しています。

文京区でも多くの区民が接種しましたが、健康被害申請は……。

（発言する人あり）

○千田委員 私のでは31件になっているんですけど、29件ですかね。はい、29件ですね。で、認定件数は、この請願には31件と記載されているんですけど、結局、予防接種健康被害救済制度は一般には知られてない、医薬品救済制度は割と知られているんですけど、予防接種の救済制度はあまり知られてはいないということで、そして申請、必要書類のハードル、書類のハードルが非常に高いんですね。いろんなものをそろえなきゃいけないということで。なので、ワクチンの被害は、今まで健康な方に起こった悲劇なので、せめて救済制度を利用できるように区としてもできる限り尽力を尽くしていただきたいと思います。このような理由により、日本共産党は、請願29号1項を採択します。

○のぐち委員長 採択。

文京子育てさん。

○たかはま委員 本区の予防接種健康被害者救済制度の周知については、ワクチン接種を安全かつ効率的に進めるために必要な情報提供がされておりまして、サポート体制の一層の充実にも努められているというふうに判断いたしました。先ほどの御質疑からも、区のほうでできることは一層やっていただけるという方向性も分かりましたし、他区の事例ですとか、ぜひ研究していただきたいと思います。以上の理由により、請願第29号、不採択とさせていただきます。

○のぐち委員長 AGORAさん。

○沢田委員 先ほど、所管の予防対策課長さんに伺ったとおり、請願の理由や願意は妥当だと思うんですね。ただ一方で、請願事項に書かれている周知を徹底するというこの徹底の具体的な内容が不明のため、この請願の実現可能性の判断は難しいものと思います。先ほど伺った厚労省通知に書かれているような周知内容であれば十分に実現可能、実現可能なんですけど、例えば対象者全員に個別に通知するといったような周知方法というのは困難ですので、今回の請願に関しては願意の妥当性は認めますが、実現可能性の判断が難しいという理由で、請願29号、不採択といたします。

○のぐち委員長 不採択。

文京維新さん。

○宮崎委員　こちら予防接種健康被害救済制度の周知に関しましては、ホームページのほかにも、新型コロナウイルス予防接種時に、この予防接種を受ける方を対象に配付される予診票の新型コロナウイルスの予防接種に関してのお知らせにも記載されていることから、ほぼ全区民への周知は行っていること。また、このね、10月から65歳以上の方々の定期予防接種もあることから、この9月下旬ぐらいから、再度、周知をしていることなどからも、周知体制、周知をする機会に関してはほかの制度に比べても充実しているかと思います。申請サポートの対応に関しましても、区からの説明文を読んでいるかどうかの確認から、窓口での御説明確認など、問合せに対して細かく対応されており、申請自体に関しましても、カルテのね、数の多さ、個人情報扱う点などから、個人差は出てしまうものの、当初に比べ、全体的に早くなっているとも聞いており、あと接種医療関係部署との連携も強化されてきていると聞いております。以上の点などから、文京維新は、この請願29号に関しましては不採択といたしますが、区には各制度の周知に関して引き続きしっかりと行っていただきますよう改めてお願い申し上げます。

○のぐち委員長　不採択。

自由民主党さん。

○田中（と）委員　健康被害救済制度は国の制度であります、その申請先は予防接種を受けたときの住民票を登録していた区市町村、基礎自治体になります。そのため、請願にもありますように、今年の7月7日に各都道府県と基礎自治体宛てに厚生労働省から事務連絡が送られてきてまして、申請を希望される方が円滑に手続を行うことができるように同制度を周知の上、迅速な救済が図られるよう遅滞なく進達性をというお話でございます。国のネジを巻いたわけでございまして、それを受けて文京区もしっかりと対応していると思います。したがって、改めて体制整備を区に求める必要はないと考えますので、自民党、請願第29号は不採択といたします。

○のぐち委員長　不採択。

公明党さん。

○松丸副委員長　先ほどからもいろんな質疑の中でも、一定程度、文京区としても対応はしていると、こういうことだと思いました。そういう意味では、今回のこの請願に関しましては、不採択で。

○のぐち委員長　不採択。

審査の結果、採択1、不採択6。よって、不採択すべきものと決定いたしました。

なお、先ほど、議案のところで、私、6と申し上げましたが、賛成7でございました。
訂正いたします。

○のぐち委員長 続きまして、理事者報告に入ります。

福祉部6件です。

初めに、報告事項1、文京区市民後見人養成講座の実施についての説明をお願いいたします。

篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 それでは、資料第2号、文京区市民後見人養成講座の実施について御説明いたします。

1、概要ですが、本区では、国が定める成年後見制度利用促進基本計画に基づきまして、権利擁護支援の地域ネットワークを推進する中核機関事業を文社協に委託し実施しております。この事業におきまして、国計画に掲げる優先して取り組む事項のうち、権利擁護の担い手の確保・育成に対応するため、本講座を実施するものでございます。

市民後見人の定義につきましては、米印の部分に記載がございますので御覧ください。

2番目の養成講座についてですが、(1)と(2)の二つの講座を2か年にわたって実施いたします。

まず、(1)の基礎講座に当たっては、ア、応募資格については、マル1番からマル6番まで全てを満たしている方といたします。イ、定員等につきましては、現時点で30名程度を予定しております。期間については、本年11月から令和8年1月まで、全6回にわたっての予定をしております。

次のページを御覧ください。1年目の修了を経まして、2年目としまして、(2)にあります実践講座を実施いたします。実践講座の受講者は、基礎講座を修了した方から選考により決定をいたします。10名程度を想定してございます。

3番目、周知方法につきましては、こちらにあるとおりでございます。

なお、9月末予定でございますが、基礎講座の実施に当たりまして、検討されている方向けに説明会を開催いたします。

4番目、スケジュールにつきましても、こちらにあるとおりでございます。

なお、5番目、その他につきましては、養成講座修了後、名簿登録を予定してございます

が、本区の市民後見人の養成等については、今年度初めて実施するというのもございますので、養成講座の2か年にわたる開催状況等を踏まえつつ、都度、修正を加えながら体制を整備していく予定でございます。

説明は以上でございます。

○のぐち委員長 続いて、報告事項2、文京区高齢者デジタルデバインド解消促進事業の実施についての説明をお願いいたします。

瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 資料3号を御覧ください。こちら、目的としましては、文京区にお住まいの高齢者のデジタル活用を一層推進するため、文京区はこれまでも令和4年6月から、あ、6月じゃない、10月からと、6年度に関してこの事業を行っていましたが、今般、都の事業が新しく始まったことを活用しまして、新たに事業を開始するものでございます。

補助対象者につきまして、こちらは例年、今までの事業と変わらずでござい、対象年齢については変わらず、以下の要件を全て満たす方ということになります。マル1、スマートフォンを初めて所有する方、こちらは一定の機能を持たないスマートフォンをお持ちの方は買換えも対象となっております。2番は、スマートフォン教室を当日受講した方、3番目につきましては、指定の公式アプリ、アカウントを入れた方ということになります。

補助内容につきましては、これまで上限2万円でしたが、上限3万円。補助対象の経費は、スマートフォン本体の購入費用等ということになります。

申請方法につきまして、これからの事業につきましては、電子申請を原則としております。電子申請で行うこととされております。

申請期間は、令和7年10月の10日から開始し、今年度いっぱいとしております。

今後のスケジュールにつきましては、10月10日の区報ホームページ等で周知してまいります。

説明は以上です。

○のぐち委員長 続いて、報告事項3、障害者（児）実態・意向調査の調査項目についての説明をお願いいたします。

永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 続きまして、資料第4号、障害者（児）実態・意向調査の調査項目について、主に前回御報告しました骨子からの変更点等を中心に御報告いたします。

まず、調査対象についてです。PDFデータ2ページを御覧ください。(1)のキ、長期入

院施設への量的調査の対象について、地域福祉推進協議会での御意見を踏まえ、都内の精神科病院に限っていたところを、都外の精神科病院も含めて調査を行うことに変更しております。

次に、別添資料1－1、在宅の方の調査票です。

PDFデータ11ページを御覧ください。骨子において御説明しましたとおり、今回の調査から追加しました問いの12、特別な支援や配慮の必要性に関する設問について、調査票に説明の注釈を入れております。

PDFデータ13ページを御覧ください。問いの16、主な介護者の就労状況について、18歳未満の方の調査票で父親と母親の就労状況の設問を追加したのに合わせて、設問を新たに追加しております。

次に、別添資料1－2、18歳未満の方の調査票です。

PDF55ページを御覧ください。骨子において御説明しましたとおり、今回の調査から追加しました問いの22、保護者の子育てに関する感じ方に関する設問については、令和5年度に実施しました子ども・子育て支援に関する実態調査と同様の選択肢としております。

次に、別添資料1－3、施設入所している方の調査票は、他の調査票と合わせた追加修正等を行っております。

次に、別添資料1－4、サービス事業所の方の調査票です。

PDF114ページを御覧ください。問いの25、新規参入や事業継続のために必要な支援について、自由記述の設問を新たに追加しております。

PDFデータ118ページと119ページを御覧ください。地域福祉推進協議会の障害者部会での御意見を踏まえ、問いの34－1と問いの36－1で、サービス事業所から見た成年後見制度と福祉サービス利用援助事業を利用したほうがよいと思われる方について、その理由を回答いただく設問を新たに追加いたしました。

次に、別添資料1－5、長期入院施設の調査票は、前回調査と同様の調査表となっております。

PDFデータ3ページにお戻りください。最後に今後のスケジュールですが、10月に量的調査の調査票を配付、御回答いただき、来年2月の厚生委員会で調査結果を御報告させていただきます。予定としております。

御報告は以上となります。

〇のぐち委員長 続いて、報告事項4、高齢者等実態調査の調査項目についての説明をお願い

いたします。

佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 続きまして、資料第5号、高齢者等実態調査の調査項目について御報告いたします。

高齢者等実態調査につきましては、3年ごとに改定しております高齢者介護保険事業計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的に実施するものでございます。今回の調査につきましては、令和9年度から11年度の第10期の計画に向けた調査となります。

前回6月の厚生委員会で御報告しましたとおり、調査の種類は、資料1ページ、2のとおり、区民向け調査3種類と事業向け調査2種類となります。この間、地域包括ケア推進委員会での検討や、国から示された調査項目等を踏まえまして、先月開催されました地域福祉推進協議会において、3ページ以降の別紙のとおり調査項目が決まりました。

国から示される調査項目につきましては、前回調査と大きく変わるところはございませんでしたが、地域包括ケア推進委員会での意見等を踏まえ、一部、質問項目を見直ししております。今回調査におきまして新規で加えたもの、質問の見直し等を行ったものにつきましては、3ページ以降の表の備考欄に新規と記載してございます。

主なところにつきましては、資料3ページ、まず、区民向け調査のうち、介護予防日常生活圏域ニーズ調査の項番24、孤独・孤立感についての項目につきまして、こちらは地域包括ケア推進委員会におきまして、地域の実情を踏まえ、調査項目に追加するとの御意見がありまして、今回追加してございます。今後、独り暮らしの高齢者が増えることが想定されますことから、孤独・孤立の状況を把握することが必要であるというところで追加のほうを行っております。

また、次期計画におきましては、認知症施策推進計画を内包する形となりますことから、認知症に関する項目についても見直し、追加等を行っております。

資料4ページの61番、また、5ページの31番、6ページの24番のところになりますが、区民向け調査の3種類の調査に、認知症についてのイメージについての項目を入れております。前回調査においても認知症についての調査項目はありましたが、認知症の症状がない方における認知症の認識についての項目を追加してございます。

続きまして、資料8ページですが、介護サービス事業者調査の項番25から28のハラスメント関連の項目についても、地域包括ケア推進委員会での御意見を踏まえ、質問の見直しをしてございます。パワハラですとかセクハラ、またカスハラ等、ハラスメントの状況や、また、

事業者の対応の状況について、独立した調査項目とさせていただきました。

主なところは以上となります。

それぞれの調査票につきましては、調査ごとに違いますが、大体おおむね15分から20分程度で回答していただけるように項目数を調整してございます。今回は、前回調査であったコロナ関連の項目を削除しまして、質問数が多くなり過ぎないように、新規項目の追加の調整を行っております。

資料2ページにお戻りください。6の今後のスケジュールに記載のとおり、今後開催される地域包括推進、地域包括ケア推進委員会において調査項目の報告を行いまして、来月上旬に調査票の発送をする予定で準備を進めてございます。回答は、前回調査から郵送またはインターネットということにしておりますが、10月末の締切りとして回答していただく予定としています。その後、11月に集計・分析と進めまして、各会議体での報告、来年2月の定例議会での御報告を行いまして、3月までに調査報告書をまとめる予定で進めてまいります。

御報告は以上です。

○のぐち委員長 続きまして、報告事項5、白山四丁目国有地における地域密着型サービスの整備について。報告事項6、旧区立特別養護老人ホーム文京千駄木の郷及び文京千駄木高齢者在宅サービスセンターに係る土地建物貸付けに関する事業者の選定結果についての説明をお願いいたします。

佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 では、資料第6号を御覧ください。

1の概要でございますが、令和7年3月に国へ活用方針を提出いたしまして、6月に国有財産地方審議会において利用方針が決定された白山四丁目国有地につきまして、本区が抱える行政課題や地域課題の解消のため、本国有地を活用して国へ提出した活用方針で示したとおり、整備運営事業者を公募の上、新たな地域密着型サービスを提供する事業者の整備を速やかに進めるものでございます。

2、本区の活用方針における整備、施設整備内容でございますが、一つ目が認知症対応型共同生活介護、二つ目が小規模多機能型居宅介護でございます。このほか、区民要望がございました設備・機能といたしまして、地域交流スペース、屋外広場を整備いたします。

3の敷地の概要でございますが、記載のとおりとなります。所在地は、文京区白山四丁目126番7号等となります。位置につきましては、2ページ目の地図のほうを御参照ください。

4の今後のスケジュールでございますが、本年9月から施設整備運営事業者の公募を行い、

本年12月までに事業者を決定いたします。令和8年1月から3月に事業者、選定事業者を国に推薦いたしまして、それを受けて、国において事業者を決定いたします。8年度以降、国においては事業者と定期借地権設定契約を締結し、事業者においては、設計との補助協議、建設工事を進めて、令和10年中への開設を進めてまいります。

説明は以上でございます。

続きまして、資料7号を御覧ください。

1の概要でございますが、特別養護老人ホーム文京千駄木の郷及び文京千駄木高齢者在宅サービスセンターについて、現行の事業者による運営が終了することに伴い、当該事業者を、あ、事業を継続的に実施いたします事業者を公募により選定いたしました。

2の実施事業につきましては、資料記載のとおり、介護福祉施設サービス、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護等となっております。

3の選定結果でございますが、4事業者から応募がございまして、選定委員会を4回開催いたしました。選定委員会につきましては、書類審査、現地調査、プレゼンテーション及び質疑応答を行いまして、文京区の状況をしっかり理解いただきまして、利用者優先というところで、運営事業方針ですとか、円滑な事業の引継ぎですとか、処遇改善、職員の処遇等につきまして審査をさせていただきまして、こちらの事業者を選定いたしました。

選定事業者ですが、現在、区内で地域密着型介護老人施設入所、入居者生活介護の文京小日向の家を運営しております、社会福祉法人奉優会に決定いたしました。

4、今後のスケジュールでございますが、本年度につきましては、9月以降、利用者、家族等への御説明と法人間の引継ぎを開始いたします。令和8年3月に区と土地建物使用貸借契約を行いまして、同年4月から新しい事業者での運営を開始いたします。

説明は以上でございます。

〇のぐち委員長 それでは、報告事項1、文京区市民後見人養成講座の実施についての御質疑をお願いいたします。

市村委員。

〇市村委員 おはようございます。まず、文京区の市民後見人養成講座ということで、国の計画に基づいて文京区も、今回、実施するということでもあります。まず、養成講座から始まって、次に実践講座と、2年目は実践講座というふうにここに書かれております。まず、養成講座に参加するに当たって、定員が30名程度というふうにここに書いてありますね。11月から始まるわけですが、その前に事前の問合せ、またはそういう、何というかな、説明会

みたいなのがあって、どのくらいの定員というかね、参加者、区民の反応というのはこれに関してどうだったのかということ、まず初めにお聞きしたいと思います。

○のぐち委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 市民後見人養成講座に当たりまして、9月末に関心がある方や検討されている方向けの説明会を行う予定でございますが、既に予想を超える、60人を超える基礎講座の前の申込みをいただいております、ちょっと我々としても予想外かなというところでございます。

○のぐち委員長 市村委員。

○市村委員 予想を超える問合せが、募集の方がいらっしゃったということで、でも、これ30名しかあれなんで、これってやっぱり抽選、どうやって30名に絞るのか、抽選なのかどうか、その辺をまず聞きたいのと、1年後はまたさらに、1年間勉強して、養成講座で勉強して、実践講座ではさらに10名に絞られるということですよね。その30名が決まって、養成講座で、さらに2年後に10名決まったというのは、その20名の人はもうさようならじゃないですけど、どういう処遇をされるのか、その辺がちょっとね、心配なんで、その辺を教えてくださいいただけますでしょうか。

○のぐち委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 我々としまして、想定を超える多くの方が事前説明会に参加されたということで、ここから、一応、定員30人としておりますが、この部分については、実施委託をしております社会福祉協議会ともちょっと協議を重ねてまいります、やはり全ての方は難しいかなというところで、何らかの選考をさせていただく必要があるかなと考えているところでございます。

また、基礎講座30名受講された後、実践講座は10名にというところですが、あくまでこれは目安でございますが、この講座、約30時間ほどで構成される講座になりますが、座学だけではなく、課題の提出や、選考に当たっては御本人の見識だとか、あるいは、これまで培ってこられた様々な履歴等を確認いたしまして選考する予定でございます。その中で10人に絞り込んでいくということになります。

この選から漏れてしまった方なんですけども、今後、社会福祉協議会とも連携をしまして、この養成講座についてというこの説明資料の6番目にあります文社協が実施する地域福祉権利事業の生活支援員としてお願いするということは例えば考えられます。あるいは、また、今後、御本人が御本人らしく生きるという権利擁護の観点から、様々な相談や啓発等に使える

る、御活躍いただくような場ができないかということはちょっと考えていきたいと思っております。

いずれにしましても、市民後見人は、家裁、家庭裁判所が選任をするものでございますので、我々としてはあくまでその講座を通じて家庭裁判所に指名される方を推薦するという形になりますので、そういった部分も含めまして、今後、実績を踏まえて、都度、修正をしながら、よりよい制度と、申込みされた方々のお取扱いについて協議してまいりたいと考えてございます。

○のぐち委員長 市村委員。

○市村委員 ありがとうございます。そうですね、後見人制度というのは、もう既に制度がいろんな、行政書士とかいろんな方々がやっていたらいい。それはお金が、費用がかかる。ただ、これはやっぱり、何というかな、この講座をやるというのは、そういう生きがいじゃないけど、その人のためにというか、そういう方の集まりだと思いのね。単なるこれ養成講座じゃなくて、こういう方たちというのは物すごく僕は大切だなと思っておりますので、ぜひですね、人に寄り添う力を制度として生かす絶好の機会なんで、よろしくこれからも対応していただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 私から大きく三つ伺います。

まず、担い手の確保と、制度の持続性に、継続性についてですね。先ほど60人を超える申込みがあったということなんですが、応募資格は25歳から70歳ってなっていますよね。今回の応募者の方の年代とか年齢層というのはいかがなんでしょうか。ちょっと、どっちかというと高齢の方のほうが多いのかなというイメージだったんですが、いかがですか。

○のぐち委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 市民後見人の定義としまして、特に年齢制限等はないんですけど、これまで家庭裁判所が選任する過程におきまして、やはり一定の社会経験を積まれた方というところが大きいところもございますので、今回、文社協ともちょっと協議をした上で、今回については25歳以上70歳以下の方ということで、応募資格を設けてございます。ですが、申込みされた方の締切りが本当に先日終わったばかりですので、年齢等については、今、現在、把握中というところでございますので、よろしくお願いいたします。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 分かりました。また、分かったら教えていただきたいんですが、何かという、制度を持続的なものにしていくためには、将来的な担い手の高齢化を防ぐという視点も必要だと思うんですね。特に若年層とか現役世代の担い手の参加、これを促すためのインセンティブが必要じゃないかと思うんですけど、例えばですけどね、区として実施は難しいとしても、区内の企業さんと協力をして、ボランティア休暇のようなものを取れるようにするような働きかけとか、あとは若手、若年層向けに、この市民後見人の活動紹介をする場を設けるとか、そういったことというのはお考えでないでしょうか。

○のぐち委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 今回、文京区でもいよいよ市民後見人の養成にかかるということで、この市民後見人は、いわゆる今までの専門職や親族の方がされている成年後見と違いまして、より御本人の身に寄り添った支援ということが特に主に挙げられます。そういうことを踏まえまして、やはり、地域活動をされている方々の育成はもとより、継続性も含めまして、周知や、あるいは啓発等については、区としても鋭意取り組んでまいりたいというところでございます。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 承知しました。その育成の観点で、若者とか現役世代向けというのはこれから御検討いただきたい部分なんですが、実際の養成講座、今回は、特に基礎講座を修了した方の中から選考で実務、実践講座か、の受講者を決めるという話なんですが、その実践講座を修了した後で、実際に後見人などに選任をされて活動を続けていくための、その先の具体的な、まあ、具体的でなくてもいいんです、お見込みのところでもいいんですけど、サポートしていく体制とか、実際に活動を開始された方の相談の体制とか、そういったもの。思い描いているのは、例えば定期的にそういう活動をしている、区内で活動している方同士で情報交換会をするとか、そこに区や社協がスーパービジョンするとか、そういったようなことはいかがお考えでしょうか。

○のぐち委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 市民後見人は、あくまで成年後見人の一部でございまして、あくまで家庭裁判所が選任するということでございますので、この今回の成年後見人の市民後見人の養成講座におきましては、そのまさに家裁が指名をする方の名簿を作成するというところが一つの目的というふうにございます。当然、この市民後見人をやっていただくに当たっては、職務としてやっていただきますので、そういったところで様々なきめ細かな支援をしていく

上で、当然、悩み等も起こると思います。ここにつきましては、概要のところにございますとおり、中核機関事業社協に委託しておりますので、その文社協の中の中核機関の中でしっかり市民後見人の方々のサポートもしていくということを想定してございます。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 承知しました。何でこんなことを先にお伺いしているかというと、要は、そういった市民後見人のこの講座を受講した先の、どういうふうに自分が活動できるのかといった見通しが立つと、より受講される方のモチベーションも上がるでしょうし、講座の質も向上すると思うんですね。ですので、今回の企画はその講座そのものなんですけれど、そういった実務の活動の紹介であるとか、特に先ほど申し上げた若年層や現役世代が関心を持ってもらえるような広報を今からお考えいただく、戦略を考えていただくことで、より充実した講座ができるんじゃないかということでお話をしたものです。そこでは、例えば実際に市民後見人の経験をされた方の体験の発表会をするとか、区内の関係の福祉団体と連携してそういう説明会をするとかというようなことも検討いただきたいなというイメージで申し上げました。

最後なんですけど、今後、その講座を開催して、その開催状況を踏まえて、体制は具体的には整備されるということなんですけど、講座の内容、あと選考の今お話しした基準、講座運営方法などを、これからいわゆるPDCAサイクルですかね、で改善していくということは、まあ、これからということなんですけど、何かその仕組みとしてお考えのものがあるんでしょうか。

○のぐち委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 この市民後見人を養成する講座の実施に当たりましては、中核機関の一つの機能であります権利擁護支援連携協議会の中で数年にわたって検討を重ねた上で、文京区らしい市民後見人の在り方を検討した上でのこの実施でございます。委員御指摘のとおり、これからということでございますので、どういう形でやっていくのが一番よろしいかというところについては、今後の検討課題というところで御認識いただければと思っております。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 承知しました。今、いろいろ申し上げましたけれども、ぜひその検討される中で、視点として併せて御検討いただければと思います。申し上げたいのは、先ほど養成講座ということなんですけど、養成を中心にするというよりは、その先の支援の仕組みですね、長期的なこの制度の持続性という意味でいうと、支援の仕組みを併せて御検討をしておいていただ

いて、考えられるその成果として、アウトプットとして、アウトカムとしてお考えいただく部分も、何人その研修の修了者を出したかとかいう、そういう量ではなくて、実際に修了した方がどういうふうに活動されたり、その活動を通して充実感を御本人がですね、その支援者本人の満足度を高めれるような、そういう支援体制の質を高めるというところをぜひ区としては率先して社協とも連携して進めていただければと思います。

以上です。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 まず、成年後見人との違いなんですけど、財産管理に加えて身の回りの世話などをするのかということなんですけど、ここの文章にも、その人らしい暮らしを支えるということで、先ほど課長からも生活支援とか、それと文京区らしいという言葉が出てたんですけども、例えば障害者年金を受給されている方は3年から4年ごとの手続が必要です。これには、受診を予約して受診して、診断書の提出などがあります。やっぱり知的障害者にとっては、それさえもできない方がいるんですけど、ただ、その方が障害者年金を切られたら、打ち切られたら生きていけないんです。なので、その方にとっては本当に必要なことです。そのような手続とか、本当にその人が生きるために重要な手続です。あと、ほかの例たくさんあるんですけど、例えば家賃の契約とか受診の予約、入退院の手続など、たくさんやってほしいことはあるんですけど、その辺のきめ細やかさはいかがでしょうか。

○のぐち委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 市民後見人の選任に当たりましては、当然、先ほども御説明申し上げましたが、御答弁いたしましたけれども、成年後見人の一部でございますので、当然、契約や財産の管理といったものも含まれますので、委員御指摘の障害年金の申請等につきましても、市民後見人が適切に行うものと認識してございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 家賃の契約とか、受診予約、入退院の手続なども含めてということによろしいでしょうか。

○のぐち委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 委員御指摘のことにつきましても、成年後見人の業務として行いますので、当然、市民後見人もできるということでございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 ありがとうございます。あと、ちょっと成年後見人の課題について伺いたいんで

すけども、成年後見人、数々の問題があります。まずは、本人の財産を家族が、家族が管理できない、見ることもできないということですね。一回契約しちゃうと、親であろうと見れない、一切見れなくなります。また、手続に時間がかかるし、希望した成年後見人の候補者が選ばれない、本人がこの人がいい、親がこの人がいいと思っても、その人が選ばれない可能性がありますし、あと専門家が後見人になる場合は多額の費用がかかります。また、親族が後見人になったら、その方にも大きな負担がかかりますし、生前贈与が難しくなります。それとですね、これも非常に大きな問題なんですけど、制度を途中でやめられない。一度契約したら、本人が……。

○のぐち委員長 千田委員、成年後見人養成講座の実施についての質問をお願いしたいと思います。もし、成年後見人についておっしゃりたいのであれば、一般質問のほうでお願いしたいと思います。

○千田委員 分かりました。じゃあ、もう二つだけ、問題点ですね。どちらか死ぬまで契約を解消できないというのと、あと後見人による不祥事が発生するリスクがあるという、後見人の不正が見抜けないという、このような問題というんですか、このことに対して、その改善策とかを国に申し入れるとか、この市民後見人の相談、本人の相談に区が対応するとか、そのような対策はありますでしょうか。

○のぐち委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 成年後見制度は国の法律に基づくものでございますので、家庭裁判所が指名するというところでございます。区が介在することはございませんし、このことについて区が国のほうに申入れする考えはございません。

ですが、先ほども申し上げました国の示す方針に基づきまして、区としては御本人が御本人らしく生きていくという権利擁護の一環としてこの市民後見人を養成するというところでございますので、そういった観点も踏まえながら取り組んでまいりたいというところでございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 市民後見人は令和5年4月1日で1,904人選任されています。前年、令和4年の271件から7倍以上増えています。23区内ではどの区が既に実施しているのでしょうか。また、先駆けて行われている地区の実施状況や問題点、課題を教えてください。

○のぐち委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 既に多くの自治体で市民後見人制度も行っているところでございますけ

ども、やはり、例えば資産がたくさんお持ちの方や複雑な課題を抱える方については、やはり家庭裁判所も専門職の方を任命することが多くございます。あくまで我々としては推薦をするにすぎませんので、そういった中で、どなたが選ばれるかというのは分かりません。でするので、ほかの自治体では既に課題として挙がっておりますが、市民後見人にはなったけれども、なかなか指名されないという現状があるという認識はございます。このことにつきましては、区としても既に課題として認識しておりまして、その方々が市民後見人にはならなくても、文社協も含めた生活支援員として御活躍いただける場を提供できないかというところで文社協とは協議を進めているところでございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 後見人は必要ですし、今後、需要が増えていくと思います。本当に担い手の確保が重要になってきます。社会貢献、ボランティアと言いながら、やはり報酬も重要にはなってくると思うんですが、その報酬に関してはどのようになっているのでしょうか。

○のぐち委員長 福祉政策課長、篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 こちらも家庭裁判所が報酬については金額を決めて、家庭裁判所のほうで決めるものでございます。これに当たっては、大体成年後見人の場合ですと、御本人の財産能力等によって月数万円程度で、御本人の課題がそれほど多くない場合であれば月1万円から2万円程度というところで認識してございます。

○のぐち委員長 千田委員。

千田委員、質問はおまとめください。

○千田委員 必要な方がこの制度をできるように、生きた制度になるように、課題を解決しながら、制度の改善と担い手を増やすことが重要だと思います。

以上です。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 先ほどの市村委員の質疑に対する答弁として、説明会に約60人、皆さんから申込みがあったとしても、全員は難しいということでした。確かにその次の実践講座は、講習内容の専門性等からある程度の人数制限が必要なのかなと思いますけれども、基礎講座は説明会等で十分な御理解さえあれば、できるだけ広い方に、例えば全員御参加いただけるほうがいいんじゃないかなと私は聞いていて思いましたが、具体的にどのような制約があるのか教えていただけますでしょうか。

それから、今、社協で申込みを受け付けている権利擁護入門講座、これは要件となってい

るとともに、大切な担い手の候補として上がってくるのかなというふうに思いますけれども、これがこれまでに何人ぐらいが受けられたのか。それから、今、募集されていますけれども、定員20名ということで、申込みの状況が分かれば教えていただけますでしょうか。

○のぐち委員長 質問は以上ですね。

（「あります」と言う人あり）

○のぐち委員長 まだある。

篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 こちらもですね、ちょっと文社協とこれから協議する形になりますけれども、説明会は多くの方が申込みできて、その点、誤解がなきように基礎講座の申請に至るような形でちょっと工夫を凝らしたいと思っております。

また、基礎講座の受講状況につきましては、ちょっとお調べしますので、しばらくお待ちいただければと思います。

○のぐち委員長 よろしいですか。

たかはま委員。

○たかはま委員 実践講座については、これ拡充できないかというお話だったんですけども、それが今、調べてくださる、あ、分かりました。

2点目の質問が、権利擁護の入門講座を受けられた方が大体どれぐらいなのかなといったところが2点目の質問です。

○のぐち委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 こちらにつきましても、少し手元に資料ございません、お調べさせていただきます、後ほど、御説明させていただければと存じます。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 ありがとうございます。それから、そういった説明会の人数等も含めての話なんですけれども、市民後見人になっていただきたいという当事者ですとか、あとは中核機関のニーズはどの程度把握されていらっしゃいますでしょうか。

それから、現在、区内在住・在勤等の方で、既に家裁に選任されている市民後見人さんはいらっしゃるのかどうか、教えていただけますか。

○のぐち委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 まず、この中核機関における様々なニーズでございますけれども、やはり成年後見においては、御本人が御本人の生活も含めて御自身らしい生き方ができるという

ところの一つの重要な取組ということで中核機関としても認識しておりまして、これまでも市民、成年後見人の講座や相談等も行っているところでございます。また、中核機関の主要の部分というところで、高齢者や障害者の方々の相談から成年後見に至るまでの申立て等まで一貫して行っておりまして、そういった中の一つというふうに認識してございます。ですので、そういったニーズは十分あるかなと考えてございます。

また、また、市民後見人や成年後見人の方で区内在住という方については、区としては把握していないところでございます。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 分かりました。ちょっと今、質問させていただいたのは、そうすると、じゃあ、どうして区は市民後見人を育成していくのかといったところになるんですね。確かに必要性はあるといったところだとは思いますが、私の前に千田委員から後見人の課題についての質疑がございましたけれども、区として市民後見人さんに期待することというのは何なのか、最後にお伺いします。

○のぐち委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 やはり、成年後見制度の中においては、多くは専門職や親族の方が成年後見人になるということで、それはそれで大変重要なことではあるんですが、やはり日常の細かな支援だとか、生活で困ったことなどについては、なかなか専門職の方は、多数の件数を抱えている場合には対応し切れないという現状がございます。そういったところも踏まえまして、文社協の中では、権利擁護の一環として、この中核機関の事業の推進も含めまして、市民後見人に身近に寄り添っていただけて、御本人らしく暮らしていくというところを重きを置きまして、その市民後見人の養成講座を実施するというところでございます。

○のぐち委員長 以上で、報告事項第1、文京区市民後見人養成講座の実施についての質疑を終わり、終了いたします。

続きまして、報告事項2、文京区高齢者デジタルデバйд解消促進事業の実施についての質疑をお願いいたします。

宮崎委員。

○宮崎委員 こちら高齢者のね、デジタル活用を一層促進するためということで、スマートフォンを初めて持つ65歳以上の方などが対象ということで、こちらね、これから、10月10日から3月31日まで実施するということなんですけれども、ちょっと気になるところが、この4番の申請方法、電子申請ね、原則としてスマートフォンの購入日に、その指定店舗において申

請を行うとございますけれども、これ、この電子申請に関しましては、結構やっぱり時間かかるものの予定なんですか。そこだけちょっとお聞きしたいと思ひまして。

○のぐち委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 このたびの申請の対象者としまして、スマートフォンの教室を受講した方ということになっていきますので、これは当日、お申込みの際にスマートフォン教室を実施するということになってございます。なので、マンツーマンで教えていただけるということになるんですが、申請方法、電子申請については時間かからないんですけれども、そうしたアプリを入れたり、説明のほうが長く要するのかなというふうに理解しております。

○のぐち委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。自分もね、実際にスマートフォンなどを買いに行くときなどね、様々な手続でかなり時間がかかる場所もありまして、本当にこれ初めてスマートフォンを持つ方が対象ということですね、何か実際にこれすごくいい制度じゃないって、じゃあ、使ってみようかしらって行って見て、物すごい時間がかかってしまってね、何かこんなはずじゃなかったみたいなことがないようにね、いろいろこれ周知してもらいたくとも言っているんですけども、その際に、しっかりその日に必要な持ち物などの周知じゃないですけど、説明なども載せていただいたり、周知していただいたりして、こちら分かりやすくね、御案内していただいて、この制度を利用してよかったと思っていただければなと思ひまして、ちょっとそこだけ気になったので質問させていただきました。ありがとうございます。以上です。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 ありがとうございます。想定されている人数についてお伺いしたいというふうに思うんですけども、東京都の10分の10の補助金を活用するということですけども、その枠も含めて、この事業がどれぐらいか、それから、補助金的に見ると最大どれぐらいの予算があるのかといったところを教えてくださいませんか。

これが1点目で、もう一つが、今、スマホは非常に高額になっています。それで、最新、最近の 아이폰の最新型も出たばかりですけども、本事業を活用しようとして来店をして、それで3万円安くなるならありがたいよということで行ったところ、例えば13万円の機種を割賦販売で買ってしまったというふうになると、これどうしてって話になってしまいかねないのかなと私は思ったんです。個人的な肌感覚としては、五、六万ぐらいの機種を購入して、その半額ぐらいが補助されるといったような形がデジタルデバйд解消という形

としては上限なのかなと思うんですけども、区としてはどのような想定なのか教えていただけますか。

○のぐち委員長 2点ですね。

瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 まず、この事業の東京都の枠でございますが、1事業当たり、1自治体当たりということで、上限1,000万円ということになってございます。補助が3万円で、今回、9月の補正予算で要求しているところですが、100件程度の利用見込みを見込んでおります。

こちらの金額についてですが、これまでの購入の経緯から見ますと、すごいハイスペックのものをお買い上げになるよりは、どちらかという使いやすいものをお選びになっているというのと、店舗のほうも、その使いやすさでお勧めいただくようにお話ししております。平均的には、ちょっとだんだん上がってはきているんですが、6年度で大体5万円、5万4,000円ぐらいが皆さんのお買い上げの金額の平均でございました。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 分かりました。ありがとうございます。予算から見ると、もしその100人が使い切ってしまったら、また補正での対応というのも可能性としては考えられるのかなということでしょうか。

それから、私の思い過ごしでよかったです。現状、6万円ぐらいの機種が購入されているということですね。分かりました。ありがとうございます。

○のぐち委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 これまでの件数から比較しますと、文京区は実際にやってきた事業ですので今年度で100件程度なんですけど、もし不足となった場合には、東京都の予算の範囲内で、また、財政課とも調整しながらですが、補正も考えてまいりたいと思っております。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 デジタルデバインドという言葉なんですけども、情報技術へのアクセスの利用の程度によって社会的格差なんですけど、こういう言葉さえ用語も知らない方、高齢者の方、たくさんいらっしゃると思うんですね。それと、そういう自分が社会的格差になっているということも御存じ、気づいてない。また、気づいてても諦める高齢者は多いと思うんですけども、それで多くの方が利用していただければと思うんですけど、令和4年から令和4年、令和4年の10月から令和6年度まで、どれぐらいの実施、先ほど見込みは100件ということ

でしたけど、過去どれぐらいの利用者がいたのでしょうか。

○のぐち委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 令和4年は10月から事業を開始いたしまして、利用人数267人でした。令和5年、令和6年は1年間でそれぞれ172件と、150件ということで、合計で589人の利用がございました。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 そうですね。先ほど100件の見込みって言われたので、そんなものなのかなと思ったら、思ったよりは多いんですけども、やはり2万円から3万円という金額も増えたので、高齢者の社会的格差解消につながることを期待します。

以上です。

○のぐち委員長 ほか、よろしいでしょうか。

以上で、報告事項2の質疑を終了いたします。

続いて、報告事項3、障害者（児）実態・意向調査の調査項目についての御質疑をお願いいたします。

市村委員。

○市村委員 障害児実態・意向調査の項目ということで、令和8年度に予定している障害者・障害児計画の策定に向けて、また調査を行ったということであります。これ、調査項目は実に122ページにわたっておりますので、その中で、先ほど課長が説明していただいたかと思いますが、6月の厚生委員会の報告と比較して、新たに追加された項目について3点だけ、その中でお聞きしたいと思います。

まずは概要の最初の部分ですね、概要の2ページのキ、2ページの上からエ、オ、カ、キと、キの問いの、キのところの部分の、以前は都内だけだったのが、今回、都外というのも加えていただいておりますよね。その都外の加えた意図、そして今後の取組をまず1点、3点あるんで、一個ずつのがいいと思うんで、1点ずつお聞きしたいと思います。まず初めに、都外を加えた意図をお聞かせいただけますでしょうか。

○のぐち委員長 市川保健対策担当課長。

○市川保健対策担当課長 都外のほうを加えた意図なんですけども、先ほど障害福祉課長からも御説明させていただいたとおり、地域福祉推進協議会の中で、都外も含めたほうがいいのではないかというような御意見をいただいております。意図としましては、全国を調査対象に実施することで、遠方の病院特有の地域移行の難しさの把握であったり、それに伴う地域

資源の把握ができるのではないかとこのところでの御意見をいただいております。その中で、課内で検討した中で、一定、その後、調査の後も支援の実行というところもめどがついたので、今回、都外も含めて実施するという形にしております。

○のぐち委員長 市村委員。

○市村委員 ありがとうございます。次に、別添資料1-1、別添資料の1-1の10ページ、問い16、分かりますかね、主な介護者の就労状況というのが加わっておりますね、これもね。これも同じような質問をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○のぐち委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 障害のある方の支援につきましては、基本的には御本人が地域で安心して生活していくために何ができるかという御本人支援が重要というふうになっております。ただ、一方、同時に御本人を支えている御家族に対する支援というところも大切であるというふうに認識をしております。御家族等の介護者が就労している家庭というところが増えておりますので、主な介護者の就労状況を把握するとともに、他の調査項目とクロス集計をかけることによって、主な介護者の就労状況に応じたニーズを把握するために、今回の調査項目に新たに追加したものでございます。

○のぐち委員長 市村委員。

○市村委員 今の質問はですね、実は14ページね、14ページの福祉サービスについてというところとちょっとつながるんで、Cのサービスに不満の理由を下の欄からお選びくださいというのがありまして、その中で、利用時間が短いというのがあります。これはやっぱり、はっきり言えば、短いというのは行政に対する不満、不満がちょっと出ているのかなと思いますけども、これ就労状況と完全につながっている問題でございまして、ぜひこの辺も区民の声ということでありますので、よろしくお願ひしたいということで、あと最後にですね、別添資料1-4、1-4という114ページでずっと、さらに114ページになりますが、114ページは問いの25ということで、サービス事業者の方向けの、事業者の要望何かありますかというんで要望を設けたところがありますよね。そのことについても、業者の要望についても同じような質問をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○のぐち委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 令和4年度に実施をしました前回の調査では、グループホームや生活介護、放課後等デイサービス、あるいは短期入所、移動支援、医療的ケアのあるお子さんが利用できる施設などのニーズが多いこと。また、これらのニーズに、利用したくてもなかなか

利用がしにくい状況となっているということが明らかになっております。

こうした中で、区内のサービス事業所に対して行政のほうに求める支援を具体的に回答していただくことによって、公有地における施設整備だけではなくて、既存の民間事業者の事業継続、あるいは民有地においてニーズを踏まえた新たな事業所のほうの開設に向けた区の取組というところを検討していくために、新たな調査項目として追加したものでございます。

○のぐち委員長 市村委員。

○市村委員 これで終わります。しっかりと文京区もですね、地域の声を丁寧に拾い上げてるということにほかならないわけで、施策に反映する姿勢がまさにこの調査の意図だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 私からは大きく2点です。

まず1点目が、調査項目全般に関する質問なんですが、これは念のための確認なんですけれども、今日、この委員会で議論した、その結果であるとか、実効性があるとお考えになれるような意見があった場合ですね、実際の調査項目、あるいは質問紙に反映される可能性としてはあるんでしょうか。

○のぐち委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 今年度の実態・意向調査の年間スケジュールを考えますと、今回はあくまでも地域福祉推進協議会等で意見交換をして、合意形成した内容を本日の厚生委員会のほうで御報告をしているものでございます。10月1日から実際に調査を行うというスケジュールを考えると、残念ながら今回の厚生委員会でいただいた御意見というところは調査票の自身自体への反映ということとはできないものとなっております。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 承知しました。スケジュール的な問題があると思うんですけど、先日、本会議の一般質問で海津委員が質問したと思うんですが、質問し、既にもう印刷の工程に入っているというお話なんですよ。これに関して本会議での区長の御答弁は、適切に行っているという認識であったんですが、所管の障害福祉課長さんとしても同様の認識でいらっしゃるでしょうか。

○のぐち委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 障害者（児）実態・意向調査、あるいは計画の策定というところにつきましては、地域福祉保健計画の一つの計画で3年ごとに改定をしているところでございます。

実際、実態・意向調査あるいは計画策定に当たっては、地域福祉推進協議会の障害者部会において、区民委員を含む関係者で検討を行った上で、地域福祉推進本部、地域福祉推進協議会に報告、あるいは意見聴取した内容を厚生委員会に御報告しているものでございます。また、今回、実態・意向調査の内容につきましては、第2回の障害者部会実施後、即日、区のホームページに資料を公開するとともに、区議会議員の皆様には情報提供し、意見聴取できるように工夫を図ったところでございます。実際にアンケート調査を対象者の方に送付しますのは10月1日を予定しておりますので、その前に区議会にその内容を御報告するため、本日の厚生委員会において調査の目的、対象者、調査内容などを御報告しているものでございます。こうしたことから、本会議において区長が御答弁申し上げましたとおり、区としては必要な事項について、引き続き、適時適切に議会に報告をしていきたいと考えております。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 承知しました。御説明のとおり、部会終了後、速やかに即日で質問紙、調査項目については情報公開されて、意見聴取、つまり、我々議員がそこに対して意見をさしあげられる可能性はそこにいただいていたということで、今日の議会での意見は反映できないスケジュールになっていたということなんですが、これは私は個人的にこの議会、議会のこの委員会の存在意義に関わる問題なんじゃないかと思って伺ったものですので、ここでそれが、今後、そういうやり方をやめてほしいとかということをここで申し上げるのはちょっと過ぎているかもしれないんですが、ただ、先日の本会議の質問では、9月の定例議会で報告をするとされながら、印刷が間に合わないから委員会で出た意見は反映できないというような説明をされたという指摘をしているんですね。逆に言うと、それを事前にお伝えいただいて、なので、必要な意見があれば、その変更が必要だというものがあれば、すぐに即日公開されたときに言ってくださいということを周知いただければ、もう少しやりようもありましたし、加えて言うなら、通年議会なので、その議論を質問紙に反映できるスケジュールで議会を、委員会を開催するという方法もあったはずなんです。そういった御認識は実際に所管の課長さんにはあられたんでしょうか。

○のぐち委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 今、委員のほうからお話をいただきました、そういった全体のスケジュール、印刷のスケジュールも含めてになりますが、第2回の、先ほど御答弁申し上げました障害者部会終わって、即日、議員の皆様には情報提供した際に、そういった趣旨についてもお示しをして情報提供をしたところでございます。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 承知しました。私の認識不足だったので、そこはおわびしますが、後段の通年議会に関してはいかがでしょう。個別に意見交換をするよりも、そういった議論の場を設けるという方法もあったと思うんですけど、そういった方法のほうがより実効性のある効果的な調査ができるんじゃないかという認識は実際にあられたでしょうか。

○のぐち委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 今年度の実態・意向調査のスケジュールにつきましては、6月の厚生委員会開催前に、当時の厚生委員会の委員長、副委員長、あるいは委員の皆様事前に御説明した際に、今年度の全体的なスケジュールのほうも含めて御説明をし、10月の調査票をお送りする前の9月の厚生委員会において内容について御報告をするということで、通年委員会では御報告をしないというところも含めて、趣旨としては御説明をしたところでございます。

今後の、どのような形で委員会のほうに御報告するかというところは、内容に応じて、それぞれの所管委員会の委員長等と協議した上で決めていくものというふうに認識をしております。

○のぐち委員長 沢田委員、まとめてください。

○沢田委員 質問はこれで終わりますが、おっしゃったとおり、もうこれも私の認識不足で、本当に申し訳ないんですけど、こちらの厚生委員会での判断もあったということですので、これは議会の中で、今後、議論していきたいと思います。

次、2番目なんですけれども、この調査の目的についてですね、先日、子ども・子育て支援調査特別委員会の中で若者調査の報告がありまして、そこでも議論したんですけど、調査をすることが目的じゃないですよ、お話もあったとおり、目的、最終的な目的は障害当事者の皆さんの満足度の向上であると思うんです。そして、権利の保障であると。文京区においては、区民の権利である知る権利、そして参加する権利を、この皆さんにどう保障するかというのが課題だと思っておるんですけども、それについての認識をお伺いできればと。

○のぐち委員長 沢田委員、目的についての御質問で終わりですか。

○沢田委員 ちょっと細かいものが……。

○のぐち委員長 もしよろしければ。

○沢田委員 そうだと思うんですよ。ですよ、そりゃそうだという声もあったんですけど、当然、我が文京区の自治基本条例に書いてあるとおり、区民の権利、全ての区民に保障されるべきであるので、今回の調査もより広く、少しでも多くの区民の権利を保障するために調

査を計画、調査を計画でいいか、計画されたと思うんですけど、そういう視点で改善された点があれば併せてお伺いをしたいと。

もう一個いきますか。まずはそこでいいですか。

○のぐち委員長 もう一個お願いします。

○沢田委員 もう一個いきますか。じゃあ、ああ、でも、これ聞かないと次に行けないかもしれない。

○のぐち委員長 質疑待ちますか。

○沢田委員 いいですか。

○のぐち委員長 分かりました。

○沢田委員 あとはまた。

○のぐち委員長 永尾障害福祉課長。

目的と改善点についてお答えください。

○永尾障害福祉課長 実態・意向調査の目的でございますが、やはり障害福祉施策を検討するに当たっては、当事者の方、あるいは場合によってはその御家族の方、実際にサービスを提供している事業所の皆様のほうの意見をしっかり把握した上で、現在のニーズだったり課題、そういったところを明らかにした上で、施策のほうを検討していくというところが重要だと認識しておりますので、そのための実態・意向調査を実施するというものでございます。

より広くというところで、今回、改善を図った点につきましては、先ほど保健対策担当課長のほうから答弁申し上げましたように、長期入院施設の調査におきまして、都内だけではなく都外の長期入院施設のほうへ調査のほうも行うという部分ですとか、あるいは、質的調査の対象の施設だったり人数というところも3年前に比べて広げておりますので、そういった部分で、より多くの当事者の方の御意見というのをいただきまして、施策のほうを検討していきたいと考えております。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 承知しました。さっき前段でおっしゃった、長期入院施設の方たちのということなんですが、恐らく御本人というよりは病院の職員さんであったり、その関係の方たちの希望であったりを通して、御本人の希望であったりニーズをお聞きになっていると思うんです。いい試みだと思うんですけど、一点御注意をいただきたいのは、今回の調査の対象の皆さんというのは、今、申し上げた長期入院している方もそうなんですけど、どちらかというと社会参加、区政への参加に際してハードルになる部分が多かったり、あと、現状に必ずしも満足で

きない面が多い方たちだと思うんです。だから、その満足度を少しでも高めるためには、知る権利や参加する権利を少しでも保障、より多く広く保障するためには、今回の調査結果を御本人にどうフィードバックしていくかというのが大切だと思うんですね。苦勞して答えたり、やり取りをしてお話をしたのに、実際は聞いてもらえてないじゃないかとか、終わった後ですよ、その後の議論や計画に反映されてないじゃないかといった思いを抱かれるようなことのないように、何か御配慮されていることがあればお伺いしたいんですね。

なぜかという、区民の権利の話ですから、区の責務は区民の声をどう計画に反映したかを、その優先度であるとか実現可能性を含めて説明をする説明責任を果たすことなんじゃないかと思うんです。

質問はこれで終わりなんですけど、いいでしょうか。

○のぐち委員長 3点ですか。

○沢田委員 最後にちょっと一言だけ。

○のぐち委員長 3点ですか、今のは。

○沢田委員 ああ、そうです、そうです。はい。

○のぐち委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 委員のほうからお話がありましたとおり、やはりこちらの調査の目的としては、調査を行うこと自体が目的ではなく、調査のほうから、実際、明らかになったニーズであるとか課題のほうを踏まえて、障害者・児計画のほうに検討して、実現可能性であるとか、優先度であるとか、重要度というところを踏まえて計画のほうに盛り込み、それを進捗管理をして、実現に向けて施策を進めていくというところだというふうに考えております。ですので、今回の調査結果自体を何か個別に説明会等で御説明するという予定はございませんで、区のホームページ、あるいは報告書のほうで御覧いただくという形になるんですが、先ほどお話ししましたとおり、調査をすること自体が目的ではなく、計画に反映をし、それを進捗管理をしながら着実に実行していくというところが一番大切な部分になりますので、調査結果を踏まえた計画の策定につきましては、しっかりパブリックコメントであったり、あるいは区民説明であったりというところで御説明をしていきたいというふうに考えております。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 後段の計画にどういうふうに反映されたかをフィードバックをされる、説明責任を果たされるべきなんじゃないかという質問に対するお答えが今のお答えだったということ

は、今も申し上げたとおり、どちらかというところ、そういうところにアクセスしづらかったり、このままだったらなかなか満足感を得られないような境遇に置かれている方も多いわけですので、ぜひですね、今回の調査も含めた計画策定のプロセス自体をそういう視点で見直すというか、もう一度洗い直しをしていただきたい。要は、当事者の皆さんとの協働協治ですよ、による計画づくりということを念頭に置いて、今後、進めていただきたいんです。今おっしゃったニーズ、障害のある人たちのニーズとか課題にただ応えるだけではなくて、御本人たちがその能力をあらゆる場面ですよ、調査に対する協力とか回答も含めたあらゆる場面でその能力を発揮して、御自身の尊厳を持って暮らせる、そういう社会をつくるための一つのツールだと思っているんですよ。この調査を通して、そういう実感を得ていただけるような、そういう機会をぜひつくっていただければと思います。

以上です。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 今回の調査では、親の就労状況を確認した上で保護者の悩みを聞く、就労している保護者も増えているので、クロス集計していくことは重要なので、この質問が入ったということは非常に喜ばしいことだと思います。

それで18ページ、4号、1－1の18ページなんですけど、18ページの5に就労選択支援とあるんですけども、今後利用したいという欄があるんですけども、本人の希望、能力、適性などで選択できるように支援していくものではあると思うんですが、今までもこの選択支援は十分やってきたことなんですけど、この就労選択支援というのが令和7年度10月4日施行なんですけど、どうしてこの言葉だけ特化してというか、この制度を設立したのか教えてください。

○のぐち委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 就労選択支援でございますが、今、委員のほうからお話がありましたとおり、従前から就労移行支援事業所等で就労アセスメントということで実施をして、その結果を含めて就労継続支援B型等の利用のほうにつなげていたというところではございます。今回、新しいサービスのほうが追加されたという趣旨につきましては、就労選択支援自体が短期間の生産活動を通じて就労に関する意向や適性などを把握するとともに、就労開始後の配慮事項を整理するなどの就労アセスメントを行って、障害のある方御本人が就労先や働き方についてよりよい選択ができるように支援するものというような趣旨になっております。ですので、こちらのサービスが開始されることによって、御本人の就労選択に係る意思決定

の支援が手厚くなるというものと認識をしております。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。グループホームについて質問したいんですけど、グループホームについても、すぐ入りたいが、しばらく先かなど、時間軸での把握が質問に入っています。それと、場所ですね、所在地、希望する所在地の質問もあって重要だと思うんですけど、やはり地方のグループホームは空きがあるところもあるんですが、都心では非常に少ないということですね。特に文京区は少ないです。心身障害、障害者・障害児及びその家族との区政を話し合う集い、これ毎年行われているんですけど、毎年、グループホーム希望の話は出ております。今年は7月31日にも行われました。やはり今年も、知的障害者向けのグループホームが求められています。私もグループホーム、あ、求められています。で、私も私自身がグループホームを経営している幾つかの法人の経営者に直接聞いてみました。どうして手挙げをしてくれないのかという、文京区では。やはり文京区は土地が高くて手が出ない、グループホームは一定の、一定の広さが必要なんですけど、特に文京区では無理。それと人員の確保が困難だという、手挙げができない主な原因でした。やはり、このグループホームの質問を充実していく中で、このグループホームのこういう建築や事業者への、事業者の財政の支援や人的支援など、今後、どのように区は考えているのでしょうか。

○のぐち委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 グループホームにつきましては、前回の調査でも非常にニーズが多いような結果になってございます。区としましては、公有地を活用した整備につきましては、先ほど委員のほうからお話もありましたとおり、立地ですとか面積、あるいは近隣の環境等を勘案して、様々な行政需要の中から検討していくものというふうに認識をしております。実際、現在、計画として進んでおりますのは旧アカデミー向丘跡地を活用したグループホームの新設というところが計画されているところになります。

また、民間事業者が民有地で整備をする際につきましては、令和6年度の重点施策で整備費に関する補助、補助限度額と補助率というのは大幅に上げておりまして、これは23区の中でも相当高い手厚いような支援になっておりますので、区のニーズですとか、そういった補助制度のほうを事業者の皆様にお伝えしていく中で、民有地においても整備を進めていきたいと考えております。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 そうですね。心身障害者（児）その家族との区政を話し合う集いの中で、障害者

の意向調査は、障害者計画策定の基礎資料として位置づけているが、何年も実現していない事業もあり、調査結果が反映されているという実感が持てないという御指摘がありました。これ事実、この会に参加している方なんですけど。特に施設整備には当事者には切実な問題であり、実現に真剣に取り組んでいただきたいという発言もありましたので、グループホームの整備も今後促進に向かってよろしく願いいたします。

以上です。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 8月の5日に途中経過の情報提供をいただきました。限られたスケジュールの中で委員に対して確認を進めながら調査が進んできたのかなというふうに認識はしております。

私の質問は、前回の委員会からに引き続いてにはなるんですけども、内部、それから、肢体障害も悉皆としてより多くの方の意見を聞き出したほうがいいのではないかと議論に対して、今回は事情により変更はできないということでしたけれども、今後の調査に向けてのお考えはいかがか、お伺いしたいと思います。

それから、内容に入っていくと、PDFの33ページの39問のところ、ここで地域で障害者への差別や合理的配慮の不提供を感じる場面をお聞かせくださいという質問で、その回答者にも寄り添った重要な問いなのかなというふうに思うんですけども、ただ、丸は一つとしているんですね。恐らく、少なくない方が御自宅だったり、職場だったり、お店だったり、差別を受けてきたという経験があると思うんです。こうした思いを受け止める質問が丸一つとしている点には、ちょっと課題があるのではないかなというふうに思います。確かに、その次の自由記述につなげるために一つとしたという整理は理解できるんですけども、一方で、統計資料としても、お店で不便な思いを感じてきた、そういう機会が多いよねということが、仮にですけど、突出してしまって、本来受け止めるべき考えが取りこぼされてしまうのではないかと思います、お考えを伺います。

○のぐち委員長 お二つですね。

永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 まず、1点目の肢体不自由と内部疾患の方の調査対象をどうするかというところは、6月の厚生委員会で、やはり身体障害の方の中の人数比というところが大きいので、従前から無作為抽出にしていたというところで御説明をさせていただいたというふうに認識をしております。また、別の事情としましては、調査結果を集計・分析する際には、

様々な調査項目について障害種別によるクロス集計を行う予定とはなっておりますが、回答者全体で見たときに、特定の障害種別の回答人数が多いと、その障害種別の回答内容が全体の割合に占める影響が大きくなるということも予測されるところでございます。また、経年変化を見たときに、対象のほうの位置づけを変えた場合に比較が難しくなるというようなところも課題としてはあるのかなというふうに思っております。

ですので、身体障害の方の中の肢体不自由と内部疾患の方については、無作為抽出というふうにしているところでございますが、ただ、3年後の次回の調査を実施する際には、こうした先ほどお話ししました影響を考慮した上で、対象者をどのようにするのかというところは整理していきたいと考えております。

失礼しました。2点目ですね、差別のところでございますが、これはまさしく、今、委員のほうからお話がありましたとおり、今回、新たに問い40ということで、実際に差別を感じた事例ですとか、地域で合理的な配慮の不提供の事例のほうを具体的に挙げていただくということで3年前から内容を変えたものでございます。こちらのほうで具体的な事例のほうを聴取していきたいという思いがある中で、前段の問い39については、一番影響のあるところを一つ挙げていただくということで修正をしたところでございます。ただ、実際、集計・分析していく中で出てきた部分については、3年後の調査でどうするかというところは、しっかり整理をしていきたいと考えております。

〇のぐち委員長 たかはま委員。

〇たかはま委員 承知しました。統計で調査していくので、その数字に出てないところを言ってしまうというのはちょっと差し支えるんですけども、私の想像ですよ。例えば7番、区役所などの行政機関に丸が少なかったねということで安心してしまうのではなくて、いろいろある差別ですとか合理的配慮の不提供を感じてきたという方は当然いらっしゃるだろうなといったところで、この次の40番のエピソードを受け止めていただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

〇のぐち委員長 松丸副委員長。

〇松丸副委員長 私は1点、今回のこの調査を通して、調査が、さっきもいろんな話がありましたが、調査が目的ではないんだけど、これを通してやっぱり、今、特に障害児の18歳の壁ということで、大きな、今、課題になっておりまして、特に18歳までは特別支援学校だとか放課後のデイサービスとか、文京区の中でも幾つか、その放課後のデイサービスなんていうのもできたりして、そういう預かる場所はあるんですけども、いわゆる18歳、卒業する

と、今度は、いわゆる生活介護という部分からいくと、福祉施策、いわゆる小石川作業所だとかそういう形で、それも時間が大体3時から4時という形で、非常に時間的にも短い。この辺のいわゆる課題というのが、いわゆる、今の障害児、18歳の壁ってありますけども、これも先日の都政新報の中でも2回にわたって特集で掲げていましたけども、こういった部分というのを今回のこういった調査をしていく中で、どれだけやっぱり実態を把握できるのかと同時に、どういった文京区におけるニーズが、しっかりとそれを取り組めるのかどうか、この辺はどういう今回の調査項目の中で課題と捉えているのか、その辺ちょっと教えてもらいたい。

○のぐち委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 副委員長のほうからお話がありました18歳の壁でございますが、やはり保護者の方が就労している御家庭が増えていく中で、子育てのライフステージにおいて、例えば小学校入学時、あるいは中学校、高校の進学時、高校を卒業して成人のサービスに移っていくときというところで、保護者の方が就労を継続することが困難になるということが社会問題として取り上げられておりまして、実際に保護者の方からそういった御相談のほうも区のほうに寄せられているところでございます。

ですので、今回の実態調査につきましては、18歳未満の方の調査票のほうで、父親と母親の就労状況、あるいは長期休業中、学校放課後の過ごし方のお困り事というところを設問として設けておりますので、そういったところをクロス集計をかけるなどして、ニーズだった課題のほうを浮き彫りにしていきたいというふうに考えております。

それを含めての取組でございますが、なかなかこれという、ちょっと決定打というのが、今、区のほうでもちょっと見いだしていけないという、見いだせられてないというような状況ではあるんですが、やはりそういったお困りのお声というのは聞いておりますので、実現可能性のある施策というのを区としても検討していきたいというふうに考えております。

○のぐち委員長 松丸副委員長。

○松丸副委員長 分かりました。ぜひ今回のこの調査を通していろんなクロス集計をしながら、より深掘りして、そういう要望等々ですね、ニーズをしっかりと把握してもらおうと同時に、やっぱりいろんなそういう意見交換会をしていく中でのやっぱりこの課題としては、今後、文京区としても、いわゆる生活介護、これはやっぱり手厚くというよりか充実、充実をしてもらいたいというのは、これは強い強い要望でもございますのでね、この辺はしっかりと受け止めて、これがきちっと反映できるような、こういった調査にしていっていただきたいとい

うことは要望としてお願いしたいと思います。

以上です。

○のぐち委員長 以上で、報告事項3の質疑を終了いたします。

続いて、報告事項4、高齢者等実態調査の調査項目についての御質疑をお願いいたします。

宮崎委員。

○宮崎委員 ちょっとこちら、私からは、こちらに関しては1件質問させていただきたいと思っています。

8ページに、のところにあります事業者向け調査項目の中の権利擁護の部分ですね、このナンバー24に、職場内のパワハラ、セクハラの相談がある事務所、予防のための取組、こちらは今回新規じゃなく前からあったかなといった項目なんですけども、下、25番からね、利用者及びその家族からのハラスメントに関して、こちら25から28と、こちらのハラスメントに関しては細かく四つに分かれていることは、もうこの24番のパワハラ、セクハラの部分に対して、何かこれ細かく分かれている理由などは何かあれば教えてください。

○のぐち委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 今回、ハラスメントの部分につきましては、項目を一部見直しております、以前からハラスメント、セクハラ、パワハラ等のハラスメントについては課題となっておりますので、以前の調査でも調査をしていたところですが、最近、委員もおっしゃいましたとおり、カスタマーハラスメントについてもですね、いろいろと課題が出てきているというところもありますので、今回、ハラスメントにつきましては、今まではいろいろな相談事ができますかという中に、各ハラスメントはどういうふうに行われているかですか、実態把握しているかとか、相談できるかというところで、まるっとほかの相談事と一緒に聞いていたというところがあるんですが、今回もうハラスメントのところを独立させて、カスハラも含めて、そういった一連のハラスメントについてどういう実態になっているかというところを、今回、質問の仕方を変えたというところになってございます。

○のぐち委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。こちらのね、調査項目を話し合って決定しているところで、地域福祉、あ、地域包括ケア推進委員会での協議を踏まえて地域福祉推進協議会にて決定しているということなんですけども、その中で、この24、25から28のカスタマーハラスメントに対する意見が出て入ったということなんですけども、どういった意見が出ていたかというのをちょっと細かく、もし分かれば教えていただけますと助かるんですけど。

○のぐち委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 地域包括推進ケア委員会の、委員会につきましては、各団体の代表者の方ですとか、公募区民委員等によって構成されておりますが、その中の事業者様の代表者の方から、現場において、そういったカスハラですとか、そういうところがあることに対して、なかなか相談窓口が見つからないですとか、東京都のほうなどでも条例を制定しているというところもあるんですが、なかなか具体的にうまく相談できなかったり、あと、また事業者側もどういうふうに対応していったらいいかというところを苦慮しているという御意見もありまして、そういったところも含めまして、実態というのがどうなっているかというところをこの調査の中でも、さらに深掘りできればというところで、今回、項目の見直しとして入れさせていただいたというところになります。

○のぐち委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。カスタマーハラスメント含めまして、ハラスメントに関しましては、私もね、代表質問のほうでも、最近、取り上げさせていただいておりますけども、今回のね、この調査を通して、さらなる実態把握をしていただきまして、こちら働く側のほうにも配慮もしっかり行っていっていただきたいと思います。ありがとうございます。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 区民向け調査の性別についてお伺いしたいと思うんですけれども、介護事業従事者の調査では、基礎情報として性別という項目がありましたけれども、区民向け調査では性別を確認されているのかお伺いしたいと思います。

それから、孤独・孤立感の調査の項目では、これは区として想定している結果ですね、どういったことが浮き彫りとなり、どういった手だてを打っていくのか教えていただけますでしょうか。

○のぐち委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 まず、1点目の区民向け調査の性別に関してですが、こちらにつきましては、性別の別を区分して調査を行っております。今回、調査項目にないのは、今回から調査回答者の負担を減らすということも視野に入れまして、基礎的なデータにつきましては、データ連携をして調査項目を減らすというところの工夫を行っております。ですので、無作為抽出で3,000名を選んでおりますが、その際に選んだデータをもとに、回答者のデータとひもづけて、性別ですとか、介護度ですとか、あと年齢等々の基礎的な情報を必要なものを

連携させるというところでやっております。

また、孤立・孤独のところににつきましては、地域包括ケア推進委員会のほうからも最近課題になっているというところでお話ありましたが、高齢者の人口の増に伴いまして、当然、独り暮らしのお年寄りですとか、身寄りのないというところの高齢者の数自体は増えるというところで想定をしております。様々それぞれの事情があると思いますので、今回、孤独・孤立につきましては、本当に基本的を感じるかというところでまずは調査をかけたいと思っていますので、そこで出てきた傾向をつかみながら、今後の施策にしっかりと生かしていければと思っております。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 ありがとうございます。性別のところは回答者にひもづいているということで、逆に言うと、その個人が特定されてしまうというリスクはないのかどうか教えていただけますでしょうか。世代でいうと男性らしく、女性らしくというふうに言われて育ってきた世代ですから、そのところが把握できて、男性・女性の傾向が出るかどうかというところは重要な取組かなというふうには思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、孤独・孤立感の調査ですね、浮き彫りになったことを基にという形は当然かと思うんですけども、今、区のほうで取り組んでいる既存の事業の拡充、あるいはまだ取り組んでいない他自治体の事例があれば教えていただけますでしょうか。

○のぐち委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 個人情報への取扱いにつきましては、当然に慎重に扱うということで、個人にひもづいてはおりますが、その調査結果が特定のどなたのものかですとか、そういうことが結果として出るものではないような形で進めていますので、そういったところは慎重に行って進めていきたいと思っております。

○のぐち委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 孤独・孤立感に関しては、今回の調査を待たずとも、独り暮らし世帯が増えているという現状がございますので、各市町村ともいろいろ、今、手探りの状態だと思っております。今、文京区のほうでも戸別訪問、あんしん相談センターでの戸別訪問も含めまして、そういったできるだけ孤立にならない方ということ拾っていきたいと思っておりますが、今後とも、そういったものに参加したくないという方もいらっしゃると思いますので、そういった方との関係性をどう築くのかというのは、事業に限らず、近隣とのつながりとか民生委員さんのお力も借りながら、ちょっと引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○のぐち委員長 よろしいですか。

千田委員。

○千田委員 文京区の地域福祉協議会が令和7年5月23日に行われたんですけども、そこでも議論になっているんですけど、回収についてですね、この区民向けアンケートの回収について、郵送またはインターネットとなっていますけど、やはり高齢者はインターネット苦手な方がたくさんいらっしゃると思うんですけど、回収率はどのぐらいで、郵送、インターネットで差があったか。また、年齢や介護度によって回収率の偏りや差が出てきたかどうか、その辺をお答えください。

○のぐち委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 インターネットに関する回答方法は前回から始めまして、一定の回答をいただいているところになります。ちょっと細かくなっていますが、調査ごとの回答率ですが、まず、介護予防日常生活圏域ニーズ調査につきましては、70%の回答率を得ております。そのうちインターネットは6.9%になります。50歳以上の現役世代の調査につきましては、回答率が53.4%で、インターネットの回答率は19%。在宅介護の実態調査につきましては、回答率60%でインターネット6.2%。また、事業者向け調査につきましては、回答率51.9%に対してインターネット18.4%。従事者のほうは46%の回答率で15%のインターネット回答率というところで、やはり50歳以上の現役世代の方がちょっと高めになっているかなと思いますが、1番、3番、日常圏域生活調査ですとか在宅介護調査につきましても、基本的には65歳以上の方を対象にしていますので、その中でも、一定程度、インターネットでも回答いただけたのかなというところですので、前回が初めてでしたので、今回の状況も含めながら、より回答率が上がるような工夫というのを今後また考えていきたいと思っています。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 ちょっと思ったより回答率が高いので、これ文京区としては高いほうだとは思いますが、

それで、ちょっと認知症についてのことに触れてみたいんですけど、9月21日は世界アルツハイマーデーということで、1994年の国際会議で制定したもので、国としても9月21日を認知症の日として、9月は認知症月間としています。そして、2023年に成立し、2024年1月1日から施行された認知症基本法ですね、長い名前は共生社会の実現を推進するための認知症基本法、これ2020年1月1日に施行されているんですけど、そのことがこのアンケートに

反映しているかということと、あと、そうですね、それと、やはり認知症の人が個性と能力を発揮して尊重し合えるということで、共生社会の実現が必要という実現が目的で、この認知症基本法が成立されているんですけれども、カテゴリーに認知症とあるんですけど、この認知症の基本法と、認知症基本法との関係性と、どのように分析していくのかなと、そこをお願い、お聞きしたい。

○のぐち委員長 鈴木地域包括ケア推進担当課長。

○鈴木地域包括ケア推進担当課長 委員御指摘のとおり、今回の調査につきましては、国において示されました基本法、もしくは基本計画を踏まえて、認知症に関するイメージを、認知症当事者や家族の方に必要な支援情報を把握するために行っているものでございます。また、この今回の調査を踏まえまして、さらにどういった啓発を進めていくかというところは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 前回よりも工夫されていることも多々、たくさんありますし、思ったより実態調査の回収率もいいということで、よりよい分析結果が出ることを期待していきます。

以上です。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 私から1点だけです。先ほど障害者（児）実態・意向調査の報告でも伺いましたが、同じように、今日のこの委員会での議論は、この調査項目、あるいは質問紙には反映されないという認識でよろしいのでしょうか。そして、そして、部会、部会じゃなくて、これは推進委員会でしたか、の後に情報提供を議員に個別にされた際に、その趣旨を含めて説明されたということでしたでしょうか。同じく、先ほど伺った6月厚生委員会の前の当時の正副委員長との打合せの際に、そういう説明もされた上で、今回の委員会で報告をすると決まったという認識で、つまり通年議会ではやらないというふうに決まったという認識でよろしかったでしょうか。

○のぐち委員長 3点ですね、沢田委員。

○沢田委員 はい。

○のぐち委員長 お願いします。

佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 まず1点目、本日の御意見につきましては、スケジュールの都合上、

内容は反映できません。

2点目ですが、こちら、先ほど障害福祉課長がお答えしましたとおり、スケジュール等々、あと議会への情報提供の仕方、進め方につきましては、障害の調査と同様と考えております。認識しております。

高齢介護につきましては、国の調査項目もありまして、国から調査項目が示されるのが8月中旬以降でございましたので、そういうところも含めまして、さらに障害の調査よりもスケジュール的には厳しい状況ではございますが、その中でも適宜適切に情報提供のほうはさせていただいたと認識はしております。

前回の厚生委員会の際にも、このスケジュールにつきましては、委員の皆様、議会の場でも委員会の場でも御説明のほうをさしあげて、このスケジュール感で進むというところで、途中で御意見あればというところでお話もさせていただきましたし、情報提供もさせていただいたというところの認識でございます。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 1点、私の事実誤認があったと思います。正副の打合せだけではなくて、前回のこの委員会での議論でもそういったお話をいただいていたということなので、私は認識していませんでしたので、申し訳ありません。

ただ、1点だけ、やっぱり繰り返しになるんですけど、私は所管の課長さんや皆さん、担当者の皆さんと議員個人でのやり取りではなくて、この場で、公式な公共の場であるこの委員会の場で議論することが大切だと思いますので、国のスケジュールが間に合わないのであれば、例えば、国の項目はまだ出そろってないんですけど、こんな感じですよというような内容でも議論はできると思うんです。ただ、当然、議会での合意形成が必要ですので、議会ですういった方針が示された場合は、ぜひ次回以降、そのスケジュールについても御協力いただければと思います。

以上です。

○のぐち委員長 田中委員。

（「12時」と言う人あり）

○のぐち委員長 あと20秒ありますから。

12時になりましたので、一回休憩いたします。

午前 11時59分 休憩

午後 0時59分 再開

○のぐち委員長 それでは、厚生委員会を再開したいと思います。

篠原福祉政策課長より、沢田委員、たかはま委員への追加答弁をしたい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

あ、失礼。沢田委員はなかったみたいです。たかはま委員への追加答弁がありますので、これを許可いたします。

篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 先ほど、たかはま委員から御質問いただきました権利擁護入門講座についてでございますが、本区では昨年度から同講座を実施しまして、令和6年度は18名、本年度は1回目を7月に開催し13名、これまで延べ31名が受講しております。また、10月開催予定の2回目の講座については、現在、47名の申込みいただいているところでございます。今回の市民後見人養成講座につきましては、家裁から選任される市民後見人という単なる学習講座ではない新たな担い手を育成することを目的としておりまして、今後も目的等を丁寧に説明しながら講座を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 御答弁いただきまして、ありがとうございます。区、それから社協さんですけれども、これまでも積み上げてきてくださったといったところがよく分かりました。それが広がっていったって、市民後見人が文京区民の皆さんにとって有益なものとなることを大変期待しております。御答弁ありがとうございます。

○のぐち委員長 では、引き続きまして、田中としかね委員、質問をお願いします。

○田中（と）委員 この文京区の高齢者等実態調査ですが、3年ごとの定期的に実施される事業ではありますが、これって、その予算措置ってどうなっているんですしたっけ。この事業、調査を行って、報告書をまとめるまでにどれぐらい予算が必要とされているのか。そもそも、これ国にひもづいた事業なんだから、その財源は国や都から下りてくるものだったのか、ちょっと確認したくて、お願いします。

○のぐち委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 実態調査の予算措置につきましてですが、実態調査、今年度の実態調査につきましては、1,279万4,100円の委託契約にて行っております。今回につきましては、実態調査と計画を2年間の委託作業としてプロポーザルにて事業者を選定しているところでございます。一応、提案段階の予定金額ではございますが、来年度の計画につきましては、

1,000万弱ぐらいの金額で予算のほうを計画してございます。

○のぐち委員長 ひもづき。

○佐々木介護保険課長 この費用につきましては、国からの補助金等はございませんで、区の一般財源から介護保険特別会計のほうに繰入れをして、事務に係る経費というところで計上しているところでございます。

○のぐち委員長 田中委員。

○田中（と）委員 あのね、国からの指針という言葉が繰り返されるじゃないですか。それに合わせて質問項目を並べているというんだったらね、あまりにこの自治体のオリジナリティーというのが出せない、難しいというふうに思う、なっちゃっていると思うんですけども、この辺は工夫はできるの。こんなこと聞くのは、あれ、練馬区さんがさ、また今年、後期高齢者、高齢者の後期高齢者75歳ね、75歳以上の独り暮らしの方という絞り込みを行って、今年度は高齢者の実態調査を行うというまた勝手なことをやっているわけですよ。また練馬が足並みをそろえてないという話になるのか、それとも、何かこれ勝手に、何ていうかね、各自治体の裁量でいろんな工夫ができるということなのか。その辺の話合いみたいの、23区で行われたりするのかということもちょっと教えてください。

○のぐち委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 委員おっしゃるとおり、高齢者介護事業計画の実態調査につきましては、計画自体が国の制度を回していくということで、法定による調査項目というところが示されているところになりまして、基本的には国の調査項目に従って調査をしていくというところが軸にはなりますが、一定、委員がおっしゃるとおり、各地域の実情に合わせたというところで、独自の項目というところを入れていくことも可能でございます。

文京区におきましては、先ほどの資料でいきますと、資料1ページ目の2番の調査項目のところでお示ししまして、しています、2の(1)のマル2のところですね、50歳以上64歳以下の現役世代の調査につきましては、区のこれからの高齢者前の方に内容を聞くということによって、これからの高齢化社会をどういうふうになっていくかというところを聞くというところで、独自のところで聞いてございます。

それと、国から必須ではないんですが、介護人材ですとか、そういうところの項目も聞くようにというところは示されているところもありまして、文京区のほうでは、従前から事業者向けに加えて事業者の従事者というところのアンケートも入れていますので、そういったところで様々な視点から調査を行っているというところになります。

○のぐち委員長 田中委員。

○田中（と）委員 ありがとうございます。そもそもこの立てつけがね、高齢者の介護保険事業計画の策定のための基礎資料ということですので、メニューはそもそも決まってるんだよって話かもしれないんですけど、今おっしゃったように、カテゴリーごとね、文京区ならここ、今後、多分これ効いてくるなというポイントを見つけて、そこに改めてその調査をかけるという発想があるということはいいいと思いますよ。

でも、その調査項目ということについてなんですけども、これ、ここね、調査項目というのは地域包括ケア推進委員会での協議を踏まえ、調査項目については地域福祉推進協議会にて決定したというふうに、こういうふうに流れとしてあるわけなんですけども、文京区地域福祉推進協議会で決定しましたからになっちゃっているんですけども、それは協議会でこれね、決めたとするならば、そもそもその協議会のメンバーね、区の医師会がメンバーなんだから、かかりつけ医はありますかという質問になるでしょうし、町連がメンバーなんだから、地域での活動、町会に参加していますかといった質問になるじゃないですか。それは別に悪いというわけじゃないですけど、これをね、何かもう、このままずっと聞き続けていいのかという発想もやっぱ持ってほしいんですね。これを項目全部変えろなんていうことを言いたいわけじゃなくて、せっかくこれ聞くチャンスがあるんだから、変えるってよりもこの変化球を加えたいと思うわけなんですよ。

でね、その地域包括ケア推進委員会というこの立てつけがね、その設置要項にもありますけども、そこに入り込んでいる幹事というのが、福祉、福祉政策課長と、高齢福祉課長と、地域包括ケア推進課長と、介護保険課長と、健康推進課長。高齢者に関する所管だからということで、そこで調査を決めていくんだということは分かるんですけども、そこにあえてアカデミーを入れてほしいんですよ。生涯学習推進という長い伝統を持つアカデミーこそね、この高齢者の生き方ということに考えるに当たって、やっぱり、こういうことを聞きたいというその調査項目をやっぱ持っていると思うのでね、そういった発想というのはないもんなんじゃないかな。

○のぐち委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 御意見ありがとうございます。様々な分野からいろんな意見というところはすごく大事なところかなというところがございますので、そういった視点を持つというところは、我々も含めまして、今後、参考にさせていただきたいと思います。

委員の構成自体は、各部会の代表、地域福祉推進協議会につきましては、各分野の部会の

代表によって構成されているというところもありますし、人数的な制約もある、ありますので、その協議会に限らず、様々な機会を捉えて、様々な分野からいろんなお話ですとか意見を取り入れるような進め方というところもしっかり考えてやっていきたいと思います。

○のぐち委員長 田中委員。

○田中（と）委員 協議会のメンバーに入れなさいとかという話じゃなくて、参考にしてほしいということの、何でそんな話をするかという、この23区における、お住まいのね、高齢者の方々というのは、これ全国的に見てもその実態がどのようなものであるかというね、そのカテゴリーごと注目されている層だと思うんですよ。どんな生活しているんだろうとね。港区女子ではないんですけども、文京区シニアが一体どんなその生活実態になるかということ、全国的にも注目されることにもなるかもしれないってわけね、これね、面白いのが、内閣府が行っている高齢者の調査があるじゃないですか。高齢社会対策に関する調査ってやつで、毎年その調査項目が変わって、例えば経済生活に関するものや、住宅や生活環境に関するものや、健康に関するものといった質問事項はあるんですけども、その中で日常生活、地域社会への参加に関する調査というのがありまして、これが一番ね、高齢者の日常がどんな生活を送っているかという、その実態調査と呼ぶにふさわしいと思うんですよ。おしゃれについてね、食生活、外出についての調査もありますから。文京区の高齢者が毎日何やっているのかというね、何時に起きて、どこに出かけるのか、何食べているのか、どんな格好しているのか、どんな興味関心があるのかというね、その文京区の高齢者が、のライフスタイルとはどんなものなのかということを描きたいじゃないですか。その上で、その理想と現実のギャップがあるのだろうか。で、文京区に求めるものは何だろうかという話になって、そこでこの施策に落とし込むという話にもつながると思うんですよ。せっかくだからね、この内閣府の調査にひもづけて、23区共同でね、こういう文京区シニアの生き方みたいなことが描けるような調査というのができないもんだろかということをやっと提案したいんですけど、どうでしょう。

○のぐち委員長 佐々木介護保険課長。

○佐々木介護保険課長 調査の項目、独自項目につきましては、それぞれ基本の項目に加えまして、地域の実情を反映するようというところの視点も、委員おっしゃるとおり、そういう視点もありまして、そういうところは地域包括ケア推進委員会ですとか、そういうところも含めて意見を拾っていくというところにはなりますが、一方で、日常の高齢者との状況ですとか、事業者を通じて聞く声などを生かしながら、そういったところを施策に生かしてい

くという視点も大事かと思っております。

23区合同でというところは、今、そういったところの仕組みというところはございませんが、課長会、高齢介護の課長会が定期的に行われておりますし、そういったところも含めて、23区、特別区、都市部独特の状況というところを共有しながら、新しく何かないかというところを提案のほうをできる機会があれば、そういったところも提案していきたいと考えております。

○のぐち委員長 よろしいですか。

それでは、報告事項4の質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項5、白山四丁目国有地における地域密着型サービスの整備について及び報告事項6、旧区立特別養護老人ホーム文京千駄木の郷及び文京千駄木高齢者在宅サービスセンターに係る土地建物の貸付けに関する事業者の選定結果についての質疑をいたします。

御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

千田委員。

○千田委員 ちょっと委員長に質問なんですけど、一緒にやるんですか。一つずつじゃなくて。

白山四丁目から5、6。

○のぐち委員長 あ、すいません。じゃあ、報告事項5からお願いいたします。

○千田委員 一つずつ。

○のぐち委員長 はい、一つずつでございます。

○千田委員 じゃあ、白山四丁目の国有地について質問します。

まず、この利用者の人数、幾つかあるんですけど、利用者の人数と、それと国有地の留保ということで、10年間半額で土地が借りれるということなんですけど、この10年間半額というのが、今年度中に決定しないと、それがなくなるという。なぜこんなに時間がかかったのか、ぎりぎりだったのかというのと、今年度中に決定するのかどうか、その3点お願いします。

○のぐち委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 今回、利用者の人数ということでございますが、募集をされる人数ということでよろしいでしょうか。必須事業といたしましては、認知症高齢者グループホームにつきましては、2ユニット以上、2ユニット以上の場合には15人以上、3ユニット以上の場合については25名以上の定員という形になります。

あと、小規模多機能型居宅介護につきましては、登録定員といたしましては29名以下、それから、通い、29名以下で、通い定員が18名以下、宿泊定員が9名以下という形の募集になっております。

今回、その募集に関しまして、なぜぎりぎりになってしまったのかというところなんですが、今回、国のほうに、区のほうで取りまとめた意見を国のほうに要望いたしまして、それが6月の国の審議会のほうで決定をされたという形になっておりまして、その御連絡をいただいてから準備をさせていただいたということで、この時期になっているという形になってございます。

今年度中に決まるのかどうかということですが、一応、区のほうで12月末までに事業者のほうを公募で選定をいたしまして、その選定をさせていただいたものを国のほうに報告をさせていただいて、1月から3月のうちに国のほうで決定をいただくという形のお話を聞いてございます。

以上です。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 ちょっと分かりにくかったんですけど、なぜこんなに長引いたのかという私の質問では、今、6月、7月の流れがお答えいただいたんですけど、もともとどうしてこんなに時間がかかってしまったのかなという、ここまで持ってくるのに、ということをお伺いしたいんですけど。

○のぐち委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 国のほうで平成26年に、最初、意向の確認というのがあったかと思いますが、30年頃に保育園のニーズの高いということもございまして、調整をさせていただきましたが、そのときには取下げという形で一度なっております。国のほうに、国のほうで令和元年度に国有財産の留保財産という指定がありまして、改めて区のほうに活用意向というのが打診をされております。庁内で活用意向に関しまして確認をして、小規模多機能型居宅介護ですとかグループホームを提案をさせていただいて、改めて地域の皆様と状況の確認をさせていただいて、こちらのほうの形でまとめさせていただいて、国のほうに報告したという状況でございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。本当にぎりぎりなので、決まるといいと思うんですけども、やはり、やっぱりそうすると提案事業者は、ある程度、もう設計も持って入ってこないとう

間に合わなくなるのかなというのと、それと、都からの補助金なんですけど、補助金が出るのかと、都からの補助金はどのタイミングで出るんでしょうか。

○のぐち委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 補助金に関しましては、国、東京都のほうの審査をさせていただきますして、あ、国のほうで決定をさせていただいた後に、東京都のほうの補助金の審査、申請をさせていただいて、内示が出た後に工事のほうに着工という形の流れになります。

時期的、あ、補助金が出るのかどうかということですが、国の補助金、国のほうの補助金のほうが土地に関して2分の1の補助金と、あと、都のほうの補助金については建設費補助が出る形になります。区のほうでも補助をするという形のものになります。

（「あともう一点、聞いたんですけど」と言う人あり）

○のぐち委員長 千田委員、どうぞ。

○千田委員 提案事業者は設計を持って入って、設計も持って入ってくるのか。

○のぐち委員長 佐藤事業支援、事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 申し訳ございません。今回、公募で提案をいただく中には、設計のほうも含めて提案をいただくという形になりますので、その提案をいただいて、公募で選定をさせていただくという形になります。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。先週からも募集が既に始まっているという、お聞きしています。

それで、一般質問でもお聞きしたんですけれども、クランクの、クランクになっている通りにくいところですね。質問の中ではBーぐるを通すためにもぜひそこを何とかしてほしいという質問したんですけど、土地を道路とするのは開発になって、国有地なのだから何ともできないってお話だったんですけど、やはりあそこの土地は事業所の方も送迎で利用すると思うので、やっぱり一定の車、大きい車が出入りできると非常に便利だと思うんですね。なので、道路にするというよりも乗り入れ可能な土地にするとか、何とか工夫できないものでしょうかね。何とか工夫して、通りやすくして、Bーぐるが十分可能性があるように工夫していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○のぐち委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 こちらのほう、先ほど委員がおっしゃられたとおり、国の留保財産になりますので、道路の開発のほうは敷地の用途を変えるということになりますのでできませんが、敷地の活用の仕方等につきましては、近隣住民の方の御意見を踏まえまして、提

案をいただく中で、変えられるものについては変えさせていただきたいと思っております。

ただし、今回、この地域密着型サービス事業を、まず、うまく回していくということが重要になりますので、そちらのほうを優先させていただいた上で、こちらのほうですね、敷地内の活用の仕方ですとかというのが、敷地内の範囲の中になりますけれど、こちらのほうで配慮できるかどうかというところは、事業者のほうの提案の中で示されていくものを見ていただき、見せていただきたいと思いますと思っております。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 今後、また住民説明会もね、入っていくと思うので、ぜひ住民の方の要望も聞いて進めていただきたいと思います。

以上です。

○のぐち委員長 ほかに。

たかはま委員。

○たかはま委員 今の質疑を聞いていてちょっと思ったのが、やっぱりスケジュール感的に、なかなかタイトだなというふうに感じたんですけれども、その限られた時間というところで、業者が絞られてしまうということはないのかどうか教えていただきたいと思います。

この相手方となる候補者というのは、どのぐらい手が挙がると見込まれているんでしょうか。現時点で問合せ等はあるのか、反響があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

それから、ちょっと私の調査不足なのかもしれないんですけれども、ホームページのようなもので公開されている情報がないのかなと思ったんですけれども、どういうふうに出しているのかも含めて教えていただけますでしょうか。

○のぐち委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 スケジュールで縛りがあるのかどうかというところでございますが、一般的に広く、なるべくいい提案をいただきたいというふうに考えておりますので、これまでの実績を踏まえながら判断をさせて、公平に公募をかけていきたいというふうな形で考えております。

問合せにつきましては、今、ホームページのほうでこの公募については、区のホームページのほうで募集のほうを入れさせていただいておりますので、そちらのほうを見ていただくという形にはなっておりますが、何件かの問合せについてはいただいておりますので、まず公募を見ていた、公募のページを見ていただいて、確認をいただきたいというお話はしているところでございます。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 分かりました。ちょっと私の調査不足だったみたいで申し訳ありません。

この前の自治制度のほうでも、それから区民説明会の報告でも、屋外広場がどういうものなのかというような議論があって、答弁としては、具体的な話ではなくて、今後詰めていくというような回答だったかと思うんですけれども、住民が考えている広場というものと、行政が考えているもの、それから事業者が考えているものというのが、なかなかこう食い違っちゃうんじゃないかなというふうに思っていて、そうすると、今後、話が違うんじゃないかというようなことにもなりかねない。そうすると、その事業者の提案というのものもあるんですけれども、区としてはどういうふうに考えていらっしゃるのか教えていただけますか。

○のぐち委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 広場の扱いのことにつきましては、要望、区民の地域の要望におきましては、子どもたちが遊べる空間ということで、建物を何も建てないで広場として活用したいというようなお話もいただいていたところでございますが、国の留保財産という形の活用になりますので、何がしかの建物は必要、行政の目的で施設を建設するという形でございますので、そちらのほうも踏まえまして、今回の公募の中では、建物、広場につきましては100平米以上を提案をいただきたいという形で公募の内容のほうに載せさせていただいているというところでございます。広場をなるべく広くという形で、最低100平米以上の整備をしてくださいという形で今回はお願いをしているところでございます。

先ほども答弁させていただきましたが、まず、地域密着型サービス事業をうまく回せるような形というのが、事業者のほうで優先的に考えていただくものでございますが、広さ的、敷地の広さ的にも最低100平米以上という形で広場のほうを整備をいただくような形の提案をいただくという形になりますので、その提案をいただいた中で、こちらのほうで選ばせていただければというふうに思っております。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 御答弁ありがとうございます。住民の方にとっても、ずっとあった土地がようやく活用されるというところで注目が非常に高いものかなというふうに思いますので、広場もできれば住民の声を聞き入れながらやっていけるといいのかなというふうには思います。

先ほど千田委員からもありましたし、一般質問でも拝聴していますけれども、B一ぐるを通すといったところ、それも大変地域の期待は高いのかなと思います。一方で、道路ではないよという答弁も理解はしておりますが、やっぱりかなり狭隘なところのちょうど角のどこ

ろでございますので、例えばその敷地内に電柱を移設するですとか、交通がより円滑になるような工夫をぜひ区のほうからも働きかけていただきたいと思います。

以上です。

○のぐち委員長 御要望ですね。

沢田委員。

○沢田委員 私からは一点だけです。先ほど、たかはま委員も質問した、何でしたっけ、地域交流スペースと屋外広場ですね。資料では区民要望のあった設備・機能ということで紹介してあるんですが、これ昨年11月の自治制度地域振興調査特別委員会でも議論をしたんですが、施設の一部をこういう形で地域住民に開放する、その際に、懸念される点も幾つかあるという話なんですね。具体的には、実際に地域住民が一定の自由度をもって使えるものになるのかどうか。これがずっと、この先もずっと使い続けることができるのか。あとは、端的に言えば事業者の都合であるとか運営方針によって地域住民にとっての利便性とかアクセシビリティが低下するような事態は起きないかといった問題、議論があったと思うんですけど、現状はまだ地域交流スペース、屋外広場の整備方針までは出ていないのではないかなと思うんですけれど、そのあたり、区としてのお考えはいかがでしょうか。

○のぐち委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 広場ですとか地域交流スペースの活用の仕方ということでございますが、今回、公募の募集の中でも、実は地域交流スペースにつきましては、バリアフリートイレを除いて60平米以上にしてくださいという形で公募のほうもさせていただいております。この地域交流スペースにつきましては、この単体で用意するというのではなくて、事業者の中で、会議室ですとか利用者が使うスペースの空きを、空きのスペースを地域の方に活用していただくというような形の考えでありますので、提案をいただく中でどれくらいのどこに配置をするのですとか、どれくらいの広さになるのですかというような提案の中で示されるものになりますので、そちらの中で選ばせていただければと思っております。

今後、その地域の中で御意見ですとか、地域住民の要望に対する対応ということも公募の中でうたわせていただいております、要望に対し誠実に対応していただきたいと思いますということもお伝えを公募の中ではさせていただくという形になります。

今後、その活用の仕方ですとかにつきましては、地域の方ですとか、その対象となる団体の方ですとかと打合せをさせていただいて、どういうふうな形で使わせていただくのかというのは、事業者と一緒に考えさせていただきたいというふうに思っております。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 承知しました。先ほど、たかはま委員もちょっと言っていたんですけどね、地域交流スペース、それから屋外広場といった表現だと、比較的自由に住民の方が使えるような印象を与えかねない、そういう誤解を招きかねないなと思うんです。実際に、おっしゃったとおり、公園があるといいなとかという要望があつて、その検討の末にできた施設なので、同じようにいつでも出入りできるとかという、そういうふうに誤解している住民の方もいらっしゃるかも分からないですね。でも、ただ、今おっしゃった地域交流スペースは、少なくとも事業者が使っている、がメインとして使う部分の空き時間とか空きスペースとしてお考えのようですので、そのあたりをしっかりと、まず、住民の皆さんに説明をする責任は区にあるんじゃないかなというのがまず1点。

もう一つなんですけど、今おっしゃった対象となる団体というのは、恐らく地域の町会さん、自治会さんみたいなものとか、学校関係もですかね、どのくらいまでお考えなのかというのも伺えれば伺いたいんですけど、そういう方たちと事業者さん、そして区が、せっかくその協議の場をお持ちになるということであれば、何かの協議会であるとか、形をこの際つくって、今後も継続的に、ずっととは言わないですよ、開設後、数年間とかという条件があつていいと思う、その先は団体の方たちと協議しながら、どこまで続けるか考えればいいんですけど、初めの数年間は少なくともそういった区が関与する協議の場を定期的に持って、利用状況であるとか、先ほど申し上げた利便性などを区もモニターし続けたほうがいいんじゃないかなと思ひまして、思うんですけど、いかがでしょうか。すいません。

○のぐち委員長 沢田委員、2点ですね。説明責任と、住民に対する頻度であるとか回数。

佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 1点目の説明でございますが、事業者が決まりました後に住民説明会のほうを開かせていただきますので、そこの中で説明のほうをしっかりとさせていただきたいと思っております。

それから、団体との協議を定期的にとということでございますが、地域密着型サービス事業の小規模多機能型居宅介護事業につきましては、区と事業者と、それから地域の団体の方等のお話を定期的に行うという形もございますので、そこの中でお話が聞けていければいいかなというふうには考えております。

○のぐち委員長 地域の対象範囲、対象範囲。

○佐藤事業者支援担当課長 地域の対象範囲につきましては、これから事業者のほうが決まっ

てきますので、その中で、町会ですとか地域のグループ、なんですかね、自主的なグループまで入れるかどうかというのは、事業者と話をしながら進めていく形になりますので、今の時点でどこまでというところまでは決まっておられません。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 ぜひ、今、申し上げたのは、地域の住民からは子どもたち、地域の子どもたちとも遊べたりする、そういう場所という要望があるわけですから、あそこは学校もたくさんある地域ですし、周辺には保育園や、幼稚園あったって、幼児教育施設もあるでしょうから、そういった関係の団体ともぜひ対象範囲を広げて協議をしていただきたい。

今おっしゃった、小多機の関係の協議というのは、区、事業者、そして関係する住民の方との協議されるということだったんですけど、そこに、ぜひこの広場や地域交流スペースを利用される可能性のある団体さんも一緒に入ってもらって、継続的に協議をしていただくのがいいんじゃないかという御提案なんです。今回、実際に公募されるわけですから、その選定の中で、今、課長さんのおっしゃったような配慮点をしっかり事業者から引き出して、場合によってはそういった協議会などの継続的な場を設ける意思のある事業者さんがしっかり選定されるような配慮はいただきたいと思いますので、これは要望として申し上げさせていただきます。

以上です。

○のぐち委員長 ほかに御質疑のある方いらっしゃいますか。

それでは、報告事項5について、質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項6についての御質疑をお願いいたします。

千田委員。

○千田委員 千駄木の郷は、法人桜栄会が突然、昨年11月ですね、昨年11月、本当に突然、特養で地域包括からの撤退を打ち出しました。千駄木の郷には100名の職員の方がいらっしゃいます。法人は、その職員に説明することもなく、御家族に撤退のお知らせを送りました。その後、撤退に、撤退の撤回を求める団交などが行われました、行われた、こういう経過になっております。利用者、家族、職員と住民からは、職員の雇用と利用者の生活を守れとの署名が2,388筆、区長に提出されています。また、2月のときに、こちらのほうで共産党に質問した質問に、区長は、後継となる事業者にも職員の雇用の安定が、安定に極力配慮を求める、区長の御答弁ですね。事業者選定は、選定では、これも区長の答弁なんですけど、事業者選定では、希望者の継続雇用について最大限の配慮を求めると答弁されています。その

ような中で、この社会福祉奉優会が選定しました。本当にばたばたばたっと進んでしまったことで、職員の方も、利用者の方も、今、大変不安な状況に置かれていると思います。

令和8年度の新法人の運営開始に向けて、今年の9月以降に引継ぎが始まるということなんでしょうけれども、どのようなスケジュールで引継ぎを行うのでしょうか。まず、スケジュールについて伺います。

○のぐち委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 法人から、現行法人から契約を終了したいという申出が、通常契約、建物、土地建物の使用貸借契約の中では、申入れをし、期間終了満了の日の1年前までという形になってございますが、事業継続が相当準備がかかるということの配慮から、早めに1年半前に事業者のほうからはこちらのほうに申入れをいただいたという形になってございます。

こちらのスケジュールでございますが、今、現在、事業者のほうを選定させていただきまして、今、現事業者と新事業者の顔合わせをして、スケジュールのほうを、今、調整をしているという段階でございます。御家族、利用者、御家族向け、それから職員向けの説明会のほうを丁寧にさせていただくという形で、どちらが優先ということではないんですけど、一緒に同じような形で進められればということで、丁寧にさせていただくという形で準備をさせていただいているところでございます。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 利用者の方や御家族からは、職員さんにはこれからここで働いてくれるのとか、あなたはここにいてくれるのとか質問が相次いでいます。本当に家族や利用者さんには、雇用の、あ、それですね、説明会なんですけど、御家族や利用者さんには雇用の継承の見込み、見通しをつかんでから説明されることのほうが、やはり利用者さんや御家族さんの安心にもつながると思うんですね。そこで、その説明会なんですけど、次期法人が行う説明会は、職員を最初に、利用者さんや家族説明会に先立って、職員さん、職員説明会を行っていただきたいと思います。

あと、もう一点、職員の方たちはチームとして介護しています。なので、説明会は個別ではなく、一定の人数で行う全体説明会が必要だと思います。

その2点を伺います。

○のぐち委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 説明会につきましては、事業者との打合せの中では、まず、御家

族、御利用者、御家族向けに早く事業者が変わるということを伝えたほうがいいということもございまして、職員向けの説明会と同時に日程のほうを調整をしましょうという形になってございます。チームとして、全体として、話、説明を聞くということでございますが、その辺についても、新しい事業者のほうにつきましては、まず全体的に、職員、夜勤ですとかありますので、集まれる方を集めて、まず全体的な形の説明をさせていただいて、その後、個別の説明に移らせていただければというふうに聞いておりますので、スケジュール的にはそんな形で進めさせていただく形になっております。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 職員の方たちの説明会は、現場で働いている方の職員の説明会なので、一遍にということは難しいとは思いますが、やはり先ほど申し上げましたように、チームで介護していますので、全体説明という形で2回、1回、2回に分けていただければと思います。

それですね、患者さん、利用者さんの説明会が先だとおっしゃっているんですけども、先ほども申し上げたように、職員の雇用継続の話が、多分、利用者さんから出ると言うんですね。職員さんいてくれるのという。やはりそういう状況をつかんでから、そういう見通しをつかんでから説明会をしたほうがいいと思いますので、ぜひ職員説明会を先にやっていただきたい。これは区のほうで新法人の方に、奉優会ですかね、要望することってできないんでしょうかね。指導というか要望。

○のぐち委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 まず、利用者、あ、職員の説明をさせていただいた後に、雇用継続されるかどうかというのは、結構、時間のかかることとございますので、それを待って利用者、御家族向けに説明会を開くというのは、やっぱり、もう事業者が決まってから大分たってからの説明になってしまいますので、まずは決まったことを説明をさせていただくということと同時に、職員向けにも説明会を開かせていただいて、先ほど、一、二回というふうにおっしゃっていましたが、回数については、皆さん、聞かせていただく、説明会を開かせていただく、複数回、予定をしているというふうに聞いておりますので、その中で、事業者、職員向けについては説明を開かせていただいて、その後、個別の対応というかたちになると考えております。

○のぐち委員長 千田委員、まとめてください。

○千田委員 職員の方に説明して、それであなたはどうしますかという結果を待ってからの説明会では確かに遅れてしまうと思うんですが、まずは職員の方に説明していきたい、要望し

ておきます。そのこともちょっと奉優会と話し合ってみてください。

それと、介護の現場、介護職場の勤務は非常に苛酷です。今もいろんな大変な中で職員の方、働いていらっしゃると思うんですけども、職員の勤務体制も現状維持は当然だと思うんですが、改悪はあってはならないことです。それは大丈夫でしょうか。勤務体制の検証にも区も尽力を尽くすべきです。お答えいただきたいと思います。

あと、もう一点。事業所継続に当たり、利用者さん、家族さん、皆さん、職員の方も非常に不安や疑問があると思うんですね。本当に急なタイトなスケジュールで引継ぎを行っていく、行う、タイトなスケジュールになっているので、その引継ぎの事務所ですね、その事務所スペースを今の千駄木の郷の中に確保することは難しいでしょうか。

○のぐち委員長 千田委員、残り2点ですか。

○千田委員 まだ続きます。

○のぐち委員長 お願いします。あ、ごめんなさい、御質問お願いします。

○千田委員 あ、質問続けて。

○のぐち委員長 はい。

○千田委員 2023年度、別法人が撤退した特別養護老人ホーム白山の郷ですね、白山の郷が撤退したときに、この利用者を千駄木の郷は10人受け入れました。これ大変な中だったと思うんですけど、それでも、文京区の区民の高齢者の受入れを維持するために10人頑張って受け入れてくれたんですね。それで、本当に区の介護施設としてかけがえのない存在だと思います。夏には地元住民に呼びかけて花火を企画しています。この花火の企画は、地元の方や子どもたちも本当に楽しかったという多くの声を聞いています。また、地元のお祭りでも、おみこしが出てくると、利用者職員の方が一丸となって応援しています。このように、利用者や家族だけでなく、地元住民とのつながりを大切にしていく。そういうことを企画できる職員の能力ですね、職能と、あと職員集団の力ですね、団結してこういう企画をして頑張ろうという力ですね、このことは非常に大切にする、区としても文京区としても大切にすべきなんですけど、その認識について伺います。

○のぐち委員長 3点お願いします。

佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 まず、職員の皆様の雇用が守られることですね、勤務体制ですとかについては、様々不安があるということは認識をして、重要な事項であるというふうには考えております。基本的には、現行の事業者において職員の皆様と話し合っ調整をいただ

くという項目でございますが、新たに選定された事業者との協議を含めまして、不安が最大限少なくなるように進めていきたいと考えております。

なお、雇用の条件につきましては、事業者によって条件が様々でありまして、職員ごとに雇用条件等に対する考え方もいろいろあると思いますので、その内容も含めて、事業所内の協議事項になるというふうに認識をしております。区としても、白山の郷の事業継承の経験をしておりますので、その経験を生かしまして、現行の事業者と事業者、次の事業者との引継ぎにつきましては、その経験をお伝えしながら、十分に期間を設けまして、職員の皆様の御意向に少しでも寄り添えるような継承のほうを支援をしていきたいと思っております。

それから、皆様、職員の皆様の雇用が守られることにつきましては、先ほど言いましたとおり、大切なことであるというふうに認識をしておりますので、後継の事業者と協議の中でよい方向になるような形をちょっと考えていきたいというふうに思っております。

○のぐち委員長 地元の、地域と。

○佐藤事業者支援担当課長 すいません、地域連携につきましては、地元の方たちと意見交換をして、すばらしい事業等をさせていただいているということがございますので、そういったことも含めまして、新しい事業者のほうに引継ぎをしていただきまして、新しい事業者でも同じような形の地域との連携が図れるような形をつくっていききたいというふうに考えております。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 勤務体制なんですけど、夜勤が入る現場では2交代、3交代いろんな勤務体制はあるんですけども、やはりその経営上考えていくと、職員の方が苛酷なほうが経営がうまくいくというような、本当に背中合わせのこともあるので、やはりそれは職員の勤務体制、現状維持あるいは改善であって、改悪はないように、区のほうとしても一緒に話し合っただきたいと思います。

特養、特別養護ホーム、この千駄木の郷ですね、里及び文京千駄木高齢者住宅サービスは、これは2001年、文京区立として産声を上げました。2001年ですね、24年前です。2008年には運営主体が桜栄会へ移行しました。運営移行し、民営施設とありました。これは、2007年にくすのきの郷で就労資格のない労働者が夜勤に従事したということで、区の介護施設運営の資格が取り消されたためでした。この事件のおわびの中で、区長は、今回の極めて厳しい処分を厳粛に受け止め、区の全組織を挙げ、区民の信頼回復とさらなる区民福祉の向上のために最大限、最大限の努力をすると、これ区長のお答えです、区長が区民に誓いですね、最大

限努力すると区民に誓いました。この認識が変わっていないのなら、まずは特養を区立に戻すことが本来の在り方ではありますが、まずは、区として介護施設とケア労働者の雇用を守り、介護福祉提供の責任を果たすべきです。千駄木の職員の雇用を守るためにも、区も尽力を尽くすべきです。もう一度お答えください。

○のぐち委員長 すいません。既にその部分については、事業者と話し合うというふうに答弁されていますので、答弁繰り返しになりますので、ほかの質問ございます。

○千田委員 先ほどは、今、現状に対してお答えいただいたんですけども、過去の経過も含めて、そういう区長の答弁があったということを含めてお答えいただきたいと思います。

○のぐち委員長 過去も含めて。

佐藤課長。

○佐藤事業者支援担当課長 過去のことも含めまして、特に今までどおり職員の雇用に対しても最大限努力をしていくというような形も変わってございませんので、現行の職員の、事業者の雇用に関しましても、重要な事項というふうに考えておりますので、職員、新たな選定された事業者との協議も含めて、不安が最大限少なくなるような形で進めていきたいというふうに考えております。

○のぐち委員長 よろしいですか。

沢田委員。

○沢田委員 私も、ちょっと千田委員の質問に関連する部分もあるんですけど、その前提のところでもまずお伺いしておきたいのが、現在、今年度でなくてもいいんですけど、区の全体の特養の待機の状況がどうなっているのか。そして、入所を希望する人、これが増えているんじゃないかなと思うんですけど、このあたりをどういうふうに把握されているかということと、併せてなんですけど、一方では介護人材は不足、深刻な不足状況にあると言われますよね。区内の介護施設の場合はどうか、例えば採用の応募者数なども減ってきているんでしょうか。

○のぐち委員長 沢田委員、すいません。今回は、この千駄木の郷の事業者の選定についてです。もし全体的なことをおっしゃりたいのであれば、一般質問のほうに回していただいて、選定じゃない、この報告事項6についての御質問お願いいたします。

○沢田委員 分かりました。事業者選定に関わる重要なポイントだと、関わる重要なポイントだと思ってはいるんですけど、ちょっと仮定で進めさせていただきます。多分、入所を希望される人は増えているんじゃないかと。一方で、区内の介護人材は潤沢にいらっしゃるかと

いうと、そうじゃなくて、採用応募者数は減っているとは言わなくても、せめて横並びぐらいなんじゃないかなと。もしくは把握されてないかもしれないですけど、思うんですよ。

そこで、これから質問なんですけど、千駄木の郷というのは、相応にもう長く運営されている事業所さんですよ。2008年ですかね、たしか。ので、20年弱というところなんですけど、その職員さんは、一方で、比較的、例えば離職が多いとか、若年層、若年の早期退職があるとかそんな話、聞かないんですけど、区としては、その離職率とか平均の勤続年数とか把握されているんでしょうか。

○のぐち委員長 沢田委員、選定結果についてお伺いしていただきたいんですけども。

○沢田委員 今後の選定をされた新事業所に継承をする際に、これまでがどうだったかというのが重要なということで、まずもってお伺いしたかったんですが。

○のぐち委員長 そのように、じゃあ、質問していただければと思います。

佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 千駄木の郷につきましては、離職率の具体的な数字等については把握をしておりませんが、施設長のほうからは、事業が終了が分かった時点で、数人の退職者があったということは聞いております。その後、新規の募集をいたしまして、新たな職員のほうも確保しているということも聞いております。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 そうなんです。実は私が危惧しているのは、急な事業終了というか、事業者が変わるということで、恐らく施設の中では、職員さんの中にも不安が広がっているんじゃないかな。それがもし今回の3人の退職につながっているのであれば、早急に対応しないといけないんじゃないかなという問題意識なんですよ。多分、退職理由までは厳密に把握されていないんじゃないかと思うんです、数字も含めて。ただ、一方では、こちらで調べられる範囲ですよ、区じゃなくて東京都の介護サービス情報公表システムに関連データがあるわけです。もちろん、御存じのとおり、介護保険制度の枠組みの中でのものですので、平成18年ですかね、もうずっと全事業者に情報公表を義務づけているはずなので公式の数字なんですけれど、ここに千駄木の郷、昨年度の数字があって、離職率ということではないんですが、例えば経験年数5年以上の介護職員の割合77.1%、4分の3以上の方が5年以上ずっと経験を、あ、まあ、ここでずっとということではないのがちょっとポイントなんですけど、経験されている方が働いていらっしゃる。で、介護職員数は常勤37人、非常勤11人、合わせて48人。この中で、昨年度の数字で退職者数、介護職員の退職者数は常勤4人で非常勤0人なんです。常

勤37人のうち、1年間で4人辞められている。でも、今おっしゃったとおり昨年度の数字なので、この直近の3人はここに入っていないんです。1年で4人くらいのペースで入れ替わっている事業所で急に3人辞めたということは、深刻な状況にあるんじゃないかなというのが1点危惧されるので、そこは区としても把握しておいていただきたいというのが一つです。ここからなんですけど……。

（発言する人あり）

○沢田委員 選定に関わる部分です。

新しい事業者さんはどうでしょうか。プロポーザルなどで一定はその職員の雇用の状況や離職の状況なども把握しているんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。例えば、新しい法人さんで類似したというのは難しいんですけども、この事業、新しい法人が運営している特別養護老人ホームで、そうなんです、調べているんで、あ、言ったほうがいいですか。言いなさい、私が言いましょうか。

（発言する人あり）

○沢田委員 いや、区として認識、ああ、それじゃ先に私が言いましょうか。で、その後、区の認識を伺います。はい、じゃあ、言います。例えばですよ、ちょっとこの近く、近隣区少ないんですけど、まず墨田区です。事業開始はほぼ同時期、2009年の、個人、個人で挙げましょうか、皆さんもお調べ、ケアホームズ両国という施設があります。ここが、先ほど申し上げた同じ数字を追っていくと、東京都の情報システムで見っていくと、経験年数5年以上の介護職員の割合26.7%なんですよ。千駄木の郷は77.1%だった。それが同じ、同じじゃない、類似した規模の施設の新事業所が、もういいや、奉優会さんという新しい事業者さん、選定された事業者さんがやっている施設で26.7%、3分の1近い数字です。介護職員数は常勤26人、非常勤4人なんですけど、その中の退職者数が、常勤15人、非常勤3人なんです。いや、念のため申し上げますよ。26人の中の15人が1年で辞めたわけじゃないんですよ。これは退職者数というのは延べ人数というか累計なので、何でしょう、同じ人が抜けて入ってまた抜ければ……。

○のぐち委員長 沢田委員、質問をお願いします。

○沢田委員 分かりました。というわけで、ちょっと私が拝見するに、大分事情が違ってくるんですね。念のため、もう一個出しておきますよ。一個だけだと一番悪いの出したんじゃないかと思われるかもしれない。社会福祉法人奉優会沓掛ホームという杉並区の施設です。これは2000年からやっていて、もっと長い施設なんです。長いから安定しているのか

なと思ったら、やっぱり勤続年数5年以上の、経験年数5年以上の介護職員の割合は21.9%で、退職者は介護職員数、常勤25人の中でこれは1人なんですけど、非常勤さんは7人のうち、7人いて退職者数6人なんです。非常勤さんが1年間でがらっと変わる、そんな状況にあると。

私が申し上げたいのは、先ほど今の千駄木の郷が置かれている状況も含めてなんですけど、これから千駄木の郷で、離職者とか若年の早期退職とか少しでも減らしたいですね。区として、その認識がどのような認識でいらっしゃるのか。そのためにどうすればいいかということをお考えであれば伺いたいんです。

〇のぐち委員長 奉優会に対する新規の、いわゆるこの雇用の離職率について、区が持っているものがあればお知らせくださいという。

（発言する人あり）

〇のぐち委員長 新事業者に対して、区の雇用、区がどのように雇用を認識しているか、法人に対して認識しているかについてお答えください。

佐藤事業者支援担当課長。

〇佐藤事業者支援担当課長 離職率につきましては、今回、千駄木の郷、提案いただいた中で、報告をいただいているところでございますが、今回、千駄木の郷につきましては、現法人が異動がなく、その場で千駄木の郷にお勤めいただいているというような状況でございますが、今回、奉優会、新しい法人につきましては、複数の事業を23区のほうで展開をしております、特別養護老人ホームですと17か所、それから、在宅サービスセンターですと36か所、運営をしているというところでございます。事業拡大をしているというところもございますので、千駄木の郷との比較というのは難しいというふうに考えておりますが、今回の事業継承に伴いまして、職員の条件ですとか、それから事業継承の判断につきましては、事業者の選定におきまして、現法人につきましては積極的に採用していきたいという旨の提案を受けておりますので、法人に対し、法人同士のお話に対しては、新しい法人については受入れをしていくというような方向であるというふうに聞いております。

それから、区のほうで雇用についてどういうふうな形で考えているのかということでございますが、先ほども説明をさせていただき、答弁をさせていただきましたが、皆様の雇用が守られることについては、様々不安というのをあるということは認識をしておりますので、その不安が少しでも最大限少なくなるような形で、事業者の協議についても、区のほうでも入らせていただいて進めていきたいというふうに考えております。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 承知しました。おっしゃるとおり、今の職員さんが、その不安が最大限、不安を軽減できるような方法を具体的にどういうふうにお考えなのかというところをお伺いしたいんですね。その前段のところでおっしゃった新しい事業者さんが、区内に17か所、特別養護老人ホームを運営していて、事業もどんどん拡大しているんだという、その状況はよく分かるんです。拡大すれば拡大するほど、どんどん異動して回して行って、新しい施設を立ち上げていかないといけないので。

ただ、これは、ここであるとか、事業所さんにとっての事情であって、利用者さんとか、これから本当は続けたいと思っている、今の千駄木の郷の職員さんとは直接関係がないですよ。逆に言うと、そういう事業者さんが入ってくるからこそ、今まで以上に区としては配慮や努力をしないとイケないんじゃないかなと思うんです。それで、具体的にどういうところかというところを伺いたいんです。

例えばなんですけど、まず、現法人の、現千駄木の郷施設の職員さんに、できるだけ多く残ってもらいたいと区としては思っているんですよ。今、不安を軽減したいっておっしゃったのはそういう意味合いなんですよ。そうすると、これ違ったら一応言ってください。もうこの機会に入れ替えたいとか、そういうことだったら言っていただければ……。

○のぐち委員長 沢田委員、質問をどうぞ。

○沢田委員 はい、すいません、いいです。ので、だと思うので、そこはもう共有できていると思うので、もう一大転機だと思うんですよ、千駄木の郷の今の職員さんにとっては。もう人生に関わる転機ですよ。ので、それを区も、これまでの事業者も、新しい事業者も、我々も、協力して乗り越えていくための視点が必要なんじゃないかというところで、共通認識をちょっとここで持たせていただきたい。そのすり合わせをちょっとこの後させていただきたいんです。

何かというと、今までの法人さんは、これだけ離職率も低い、移動が少ないというののもあっても、離職率低く、うまく運営されてきているその工夫をまず聞くべきなんじゃないかと思うんです。それに、その期待に応えていってはどうかという話なんですね。今の職員さんは、今回の場合、どちらかという振り回される立場なんですけど、本当は大切に思っている、今の職員さんたちが大切に思っていることとか、守りたいものというのがあると思うんですよ。それを区が、新しい事業者が守ることができれば、このまま残ってもらえるんじゃないかと思うんです。どうですかね、区としてそういうことを把握されていますか。今の職

員さんたちがどういうことを大切にしているのか。厳密に把握されてなくても、こういうもののなんじゃないかというのでも構わないんですけど。

○のぐち委員長 沢田委員、最初に御質問された具体的な対策というのにも質問に入っているわけですか。今、聞きたいこととして。

○沢田委員 私の中では、その区が把握されている、認識している、今の職員さんが大切に思っているであろうということ、それが対策に直結しているんじゃないか。

○のぐち委員長 具体的な対策の御答弁は要らないんですか、じゃあ。

○沢田委員 まず、その思いのところを……。

○のぐち委員長 思いのところ。

○沢田委員 認識されているかということをお聞きしたい。

○のぐち委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 職員の方の思いにつきましては、事前に職員の方からお話を聞いてございますので、今、利用者さんを大切にさせていただくというところですか、あと、千駄木の郷、4階の各部屋が廊下が長いというようなことで、チームを組んで大切に介護しているというようなこともお話を聞いてございます。そういったところもございまして、今回、選定をさせていただく事業者の選定の中では、質問等をさせていただいて、新しい事業者については、引継ぎについても経験をしているというようなことですか、あとは、受入れにつきましては、希望される方につきましては受入れをしていきたいということを聞いてございます。

ただし、雇用につきましては、法人の雇用の形態ですか、考え方もございますので、区のほうでこういうふうになさいということは難しいかというふうに考えております。新しい法人の考え方に乗れる、示した上で移っていただくということが可能であれば、新しい法人について受入れをしていくというような形になるのかなというふうには考えております。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 そうなんです。そこをお伺いしたかったんです。課長さんおっしゃったとおり、区としては認識を十分して、されていて、それをプロポーザルでも新しい事業所さんに、今回選ばれた事業者さんにもお聞きになったと思うんです。事業者さんは、その今の職員さんが大切にしていることを守りたいということを明言されたんですか。

○のぐち委員長 沢田委員、それ質問ですか。

○沢田委員 ああ、はいはい。イエス、ノーで答えていただいて。

○のぐち委員長 イエス、ノーで答えて、あともう一点。

○沢田委員 ああ、で、いや当然、そうしたいって答えられたと思うんですけどね、ノーだったら言ってください、思うんですけど、じゃ、継続希望者の受入れは、受け入れたいというのは分かるんですけど、受け入れるためには、当然、条件が重要ですよ。何か給与が4分の3になっちゃったとかで受け入れるはずがないじゃないですか。その辺はどのように確認をされているのかなというところなんですけど、いかがでしょうか。

○のぐち委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 応募いただいた提案の中で質疑応答させていただいて、金額等につきましての考え方についても、事業者のほうには確認をさせていただいているところでございます。内容につきましては、各個人に全体的な説明をさせていただいた後に、雇用の条件につきましては各個人に提示をしていただくという形の方法になるというふうに聞いておりますので、その方法、各個人の提示の内容につきまして確認をいただく形になるかなというふうには思っております。

○のぐち委員長 沢田委員、質問をおまとめください。

○沢田委員 分かりました。当然、個人によって経験年数も違えば、配属も違えば、資格も違ったりする中で、常勤・非常勤も違うかもしれません、の中で、統一したものは言えないんでしょうけど、まず、方針としてどういうふうにお考えなのかということなんです。新しい事業者さんが。よく言われますよね、その賃金水準ということでいうと、現給保障できるのかということです。今の職員さんがもらっている給与を基本的に保障できるのかというところがまず第一だと思うんですね。当然、休日とか急に減ったらそんなことできないので、今の休日を確保しながら現給保障ができるのかというところには、何か言及、はプロポーザルでいかがだったでしょうか。

ああ、まとめていきますか。

○のぐち委員長 沢田委員、その質問については、先ほど千田委員への答弁で、事業者によい方向に働きかけをするというふうに御答弁されているので、それ以上、出てこないと思います。

○沢田委員 現給保障をするという明言はされなかったということですかね。

（「聞いてない……」と言う人あり）

○沢田委員 聞いてないですか。

○のぐち委員長 じゃあ、聞いてみますか。

○沢田委員 すいません。

○のぐち委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 現給保障という形で事業者のほうに確認をしたかというのと、確認はしておりませんが、そういったことをその場でお答えがいただけるかどうかも含めて、事業者の対応ということになってございますので、区としてこうなさいという形では聞いてはございません。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 現給保障はできなくても、その、全員が今より1円も下がらないなんていうのはなかなか難しいと思うんですけど、事業者が基本方針として、今、働いている方たちが継続しようと思ったら現給を保障してお迎えしますよという方針を示してもらえることが一番大事なんじゃないかと思うんですけど。

○のぐち委員長 矢島地域包括ケア推進担当部長。

○矢島地域包括ケア推進担当部長 この間、プロポーザルにおきましても、職員の継続性というのは、利用者の安定的な介護のために絶対に必要なことだということで、その視点をかなり重要視して選定をしてまいりました。事業者さんからも、職員の継続性については最大限配慮いただくという趣旨のお話を頂戴してございます。委員が先ほどもおっしゃっていらっしゃったように、介護人材、今、非常に採用が厳しい状況です。その中で、この千駄木の郷の経験がある職員というのは、のどから手が出て欲しいぐらいの人材だというふうに事業者さんも認識されているというところでございます。

ただ、しかしながら、経験年数や資格の状況であるとかというところで、既に法人内にいらっしゃる方との比較というところもあります。そういったところの中で、これまでの実績の中では、一定、そういったものを配慮しながら、激変緩和のようなものも講じたりといった例もあったということは聞いていますが、実際、具体的なところはこれから様々、あるいは今現在の職員の皆さんの状況だとか、そういったものを全部踏まえて説明をさせていただき、その上でヒアリングをした上で決まっていくものというふうに考えてございます。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 ありがとうございます。そこなんです。最大限配慮するという、新しい事業所さんのその方針、意志と、激変緩和も講じたことがあるということであれば、条件が合えば今回も可能ということなので、そこを区としてしっかり見ていただきたい。もしそれができないというのであれば、相応の、職員の皆さんにも納得いただき、今の職員さんたちが納得で

きるような理由を提示できるように、区としてはフォローをいただきたいというのがまず1点です。

これに関連するんですけど、給与が高くたって、当然、仕事がすごく厳しくなるとか、シフトがかなりきついタイトなものになるとかということがあったら、続けていけないので、職員体制のところをお伺いしたいんです。

先ほど、4階の中で各部屋が長いという、廊下ですかね、移動距離が長いというお話をされてたんですね。今の千駄木の郷って、そういう多分、広い施設なんだと思うんですけど、比較的。その施設の構造が、私が事前にお伺いした範囲だとたしか3フロアに分かれていますよね。で、職員配置に関しても、基本的には維持をされる予定なんですか。その事業所さんが。プロポーザルで把握されている範囲で大丈夫です。特に私が気がかりなのは夜勤なんですけど、その最低基準だと、3フロアの場合、フロアによっては1人になっちゃう場合がありますよね、3フロア5人だったりしたら、2、1、2みたいなことで、この真ん中のフロア1人になっちゃったりする場合がありますじゃないですか。ただ、私、実はかつてこの職員さんのお話聞いたことあるんですけど、今の施設は3フロア全部2人ずつ夜勤の場合は必ず、何かあったとしても1人だけで対応しないで済むように2人ずつ、つまり2人ずつ3フロアで6人体制組んでいると思うんです。そういうものは、今、変わっていらすいませぬね、申し訳ないんですけど、そういうものが、現行の体制を維持されるのかというところはいかがでしょうか。

○のぐち委員長 現行の職員体制の維持を求めるかどうかということですか。

○沢田委員 をプロポーザルでお聞きになってないかという。あ、聞いてないならそう言っていただければ。

○のぐち委員長 それを聞いたかどうかについて。

佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 夜勤の体制ですとか細かいことにつきましては、この選定の中では聞いてはございませんが、引継ぎの中で現法人と新法人のほうで打合せをさせていただいて、今後、新しい法人のほうで決めていくものというふうに考えております。そこの扱いにつきましては、一緒に区のほうも入らせていただいて、話を進めていくというような形になるかと思います。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 先ほどから現法人と新法人の打合せとおっしゃったんですけど、現法人は急に撤

退して出ていく法人さんですよ。これから責任を持って、多分、千駄木の郷を支えられるのは、逆に言うと、今、働いている職員さんたちと、あとは文京区だと思うんです。ので、文京区もその現法人と新法人の打合せに同席されるということだったので、ここ、しっかりお伝えいただきたいんですよ。今の体制、6人が5人になったりしたらかなりしわ寄せが来るので、特に夜勤ですよ、介護人材の離職理由の中でトップに上がってくるぐらいの夜勤の体制についてはしっかり確認いただきたい。

で、実はこれに関連すると、その5人、6人が5人というのもあるんですけど、その勤務時間もあるじゃないですか。御存じの範囲で構わないんですけど、夜勤というと長時間の勤務のイメージですけど、最近は結構ショート、短いショート夜勤と言われるようなものがありますよね、勤務体制の中に。勤務時間8時間で夜勤をこなすという。簡単に言うと、夜入って、朝出て、でもそれで1日勤務だから、次の日また夜入って、また朝行ってみたいなことが連続でできてしまうような、通常の夜勤って、当然、16時間だったら16時間で、その後、休みが入りますけど、そうじゃない。毎日夜勤みたいなのができてしまう。そんな勤務体制もある。御存じだと思うんですけど。今の千駄木の郷さんはそういうことはやってないと思うんですね。職員さんの体調とかをやっぱり大事にすると、そういうふうな考え方にならないと思うんですけど、このあたりもプロポーザルではお聞きになられていますか。もしくは、聞いてなければ、これからの打合せの中でしっかり確認をいただきたいところなんですけど。

○のぐち委員長 沢田委員、プロポーザルについて聞きたい内容はそれで最後ですか。まだありますか。

○沢田委員 あと二つ。

○のぐち委員長 時間も長くなっているの。

○沢田委員 ああ、分かりました。

○のぐち委員長 2点一緒にお願いします。

○沢田委員 まとめていきますか。じゃあ、まずその夜勤の体制についてですね。現行のものを維持するという明確な新事業所の意思を確認できればそれでいいです。

もう一個が、先ほど千田委員も少しおっしゃっていたんですけど、介護はチームワークですよ。チームの中には、当然、非常勤の職員さんも入っているわけですので、希望する職員をできる限り最大限配慮して継続してもらえるようにというお話されたので、これ、非常勤職員さんも入っていますか。非常勤職員さんも含めて、しっかり面談をして、継続雇用に向けて努力するというお話なんですか。

○のぐち委員長 あともう一点。

○沢田委員 そうですね。ああ、ちょっと待って。雇用の継続性という意味でいうと、今は新しい事業所で雇用しますよということかもしれないですけど、その先なんですよ。1年したら、何か知らないところに異動させられたとか、そういうことのないように、落ち着くまで、運営が落ち着くまでというのは、私のイメージだと少なくとも3年から5年だと思うんですけど、そういう雇用の継続性も含めて、今、希望されている職員さんの継続をお考えなのかどうか。

○のぐち委員長 三つですか。プロポーザルについては、以上ですか。

○沢田委員 はい、プロポーザルについては、以上です。

○のぐち委員長 プロポーザルについて、お願いします。

佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 夜勤の体制につきましては、プロポーザルの中で細かいところまでは事業者のほうで示されておりませんので、ですから、事業者、今の事業者と現事業者のほうでどういうふうな形で体制を組んで支援をしているのかというところを、新しい法人のほうに引き継いでいただくという形の説明をしていただく必要があるのかなというふうに考えております。

それから、チームで、チームワークで職員のほうが支援をしているということでございまして、非常勤の方につきましても、希望があれば受入れが可能なのかどうかというところにつきましては、非常勤についても受入れをしていくというふうな形で聞いております。

それから、継続性というところでございますが、こちらも法人の考え方等もございまして、あと、職員の方がどういった形で勤務されるのを希望されるのかということもございまして、一定程度につきましては、今の千駄木の郷の職員さんを受け入れるということは、一定程度、慣れている方に運営を安定した形で引き継いでいただくということも目的でございしますので、そういった形では、ある程度の期間については支援をしていただくという形になるかと思いますが、何年とか、1年とか3年とかという形ではちょっと聞いてはございません。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 承知しました。

○のぐち委員長 沢田委員、質問幾つございますか。

○沢田委員 あとですね、2個です。なるべく早く行きます。なるべく早くまとめていきます。

○のぐち委員長 お願いします。

○沢田委員 すいません。ちょっと答弁が少しずれたかなと思うんです。なぜかという、新事業者に、いや、質問はちょっと多岐に渡っちゃっているんですけど、要点のところは、新事業者が今の施設職員さんに引継ぎの説明をしていただく必要があるという視点ではなくて、文京区がそこに一緒に寄り添って、三者でそういう話をさせていただくほうがいいと思うんです。要は、事業者任せにしまうと、さっき千田委員も言ったとおり、個別のやり取りで終わってしまう可能性があるんで、そうならないようにですね、区がそこをしっかりとモニターしてほしいんですよ。こんな状況ですから、なかなか文京区内でもこういった状況、今後、あまりないと思うので、ここはしっかり事例として、そのやり取りを今の職員さんに……。

○のぐち委員長 沢田委員、先ほどの答弁……。

○沢田委員 はい、はいはい、分かりました。しっかりやってほしい。それでですね、あと職員さんの希望もあるから、異動は単純には言えないよっておっしゃったんですが、もちろんです、異動を希望されない職員が希望に反して異動させられるみたいな、これ嫌がらせですよ。いくらでもできちゃうわけじゃないですか、当然、事業所からやろうと思えば。すいませんね、ちょっと悪意に満ちた表現で申し訳ありませんでした。当然、今、新しい事業者さんがそういうところじゃないと、ないと思っているんですけども、ただですよ、ただ、今そうじゃなかったとしても、数年のうちに経営者が変わるとか、運営方針が変わるとかということだってあるわけじゃないですか。だから……。

○のぐち委員長 沢田委員、事業者については区は答弁できないので、その意向については分かりかねるというふうにしかならないと思いますから。

○沢田委員 ええ、事業者の運営方針に関与する必要はないんです。御一緒してほしいんですよ、数年間。

○のぐち委員長 先ほどの答弁で、新法人と現法人と文京区は同席して話を回していくという答弁がありますから、その部分はもう質問ではないということですね。

○沢田委員 ありがとうございます。それをしっかりやってほしい。すぐじゃないですよ、もう引継ぎ終わったら終わりとかじゃなくて、ちゃんと継続的に安定するまでそれを続けていただきたいと。その間、今の職員さんたちの様子であるとか御意見もしっかり吸い上げていただきたいということです。

で、最後なんですけど……。

○のぐち委員長 最後の質問ですね。

○沢田委員 はい、最後です。情報の開示という視点で言うと、先ほど千田委員が言っていた、

職員向けの説明会を全体向けにやるということが非常に重要だと思うんです。当然、全員は無理にしても、複数回っておっしゃいましたよね。複数回やって、その後で個別の話し合いに入るというところを徹底していただきたい。

まず、今、お話しあげたような処遇であるとか、勤務体制であるとか、そこをしっかりと確認して、職員の皆さんに説明ができる状態になって、全体に統一した基準をまずお示しいただいた上で、個別の職員さんとの契約継続に向けた話し合いをしていただきたいと思っていますが、そのあたりは今の事業所さんの……。

○のぐち委員長 御要望ですか。

○沢田委員 いやいや、今の事業者さんがどうお考えなのか、そんなつもりさらさらないということだったらここでお伺いしておきたいんですよ。

○のぐち委員長 先ほど、千田委員の御質問もほぼ同じようなことをおっしゃっていらっやって……。

○沢田委員 やるということだったら、もう御答弁要らないです。

○のぐち委員長 そうです。

○沢田委員 全体での説明を統一した基準にした上で、個別にお話し合いをするということであればそれで構わないんですが、いいですか。

○のぐち委員長 じゃあ、質問は終わりでよろしいですか。

○沢田委員 ああ、ああ……。

○のぐち委員長 最後っておっしゃってましたけど。

○沢田委員 じゃあ、ちょっと一言だけ。

○のぐち委員長 どうぞ。

○沢田委員 何か細かいこと聞いちゃいましたけど、当然、最終的には今の利用者さんがどうやって千駄木の郷での生活を安定した安心できるものにするかという視点ですからね、職員が一気に半分入れ替わっちゃいましたとかいったら、当然、その日常が変わってしまうわけです。そして、その事情を説明しても御理解いただけないような方もいらっしゃると思うんです。ある日を境に急に空気が変わったとかということがないように、利用者さんの満足度とかウェルビーイングをしっかりと守っていくのは文京区以外にはできないと思うんです。なので、そこをしっかりと今回は注意して、継続してモニターし続けていただきたいという要望です。

以上です。

○のぐち委員長 ほかにございますか。

（「委員長、一つ、答弁漏れかなと思うのが一つあります」と言う人あり）

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 すいません、先ほどお聞きしたんですけど、引継ぎの事務所スペースを千駄木の郷内に確保するって、これお答えいただいたんでしたっけ。

○のぐち委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 事業者、新しい事業者と古い、今、現事業者との打合せの中では、千駄木の郷の中にスペースを確保して引継ぎをさせていただくということもお話をいただいて、今の法人についても受入れをするという形で聞いておりますので、今の中で、法人の千駄木の郷の中で引継ぎを行うという形のスペースを設けるという形になっております。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 分かりました。あと、もう一点、やっぱり課長のほうから労働条件は個別に示すというお話がありましたけれども、やはり労働条件も含めて公にして、個別に示すと公にしない部分も出てくると思いますので、もちろん個別で対応しなきゃいけないことももちろんなんですけど、一定の労働条件、全体的な労働条件は必要だと思いますので、労働条件も含めて早い時期に就職説明会をしていただきたいと思います。

以上です。

○のぐち委員長 御要望で。

○千田委員 はい。

○のぐち委員長 以上で、報告事項6の質疑を終了いたします。

次に、理事者報告です。保健衛生部4件。

初めに、報告事項7、文京区新型インフルエンザ等対策行動計画改定についての御説明をお願いいたします。

中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 それでは、資料8を御覧ください。文京区新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について御説明申し上げます。

まず、目的でございますけれども、本年5月に改定されました東京都新型インフルエンザ等行動計画の改定を受けまして、文京区の行動計画を改定するものでございます。

次に、東京都の行動計画の改定ポイントですが、記載のとおりとなっておりますけれども、特に(2)と(3)、新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症をも念頭に、中長期的に

複数の波が来ることも想定している。状況変化に応じて、感染拡大と、拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対応を切り替えていくといったところが一番の肝になるというふうに考えているところでございます。

それを受けまして、区の行動計画改定に関する考え方でございますけれども、まずは東京都の行動計画の改定のポイントを反映させていきながら、区の役割を盛り込んでいくということが1点。次にですね、令和6年3月に改定させていただいております文京区感染症予防計画を踏まえた形での計画改定を進めていくといったところでございます。

検討の検討体制でございますが、文京区新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会と文京区新型インフルエンザ感染、インフルエンザ等感染症医療体制検討会議において検討を進めていくものでございます。

今後のスケジュールでございます。12月にパブリックコメントを予定しているところでございますので、11月議会につきまして、まず素案を御報告させていただきたいと考えているところでございます。年を明けまして、行動計画の策定委員会、医療体制検討会議を踏まえて、3月に東京都へ意見照会をいたします。その後、来年6月の区議会にて、また最終案を御報告させさせていただき、7月に改定という運びになってございます。

御報告は以上です。

〇のぐち委員長 続けて、報告事項8、公害健康被害被認定者に対する新型コロナワクチン接種費用助成事業について、報告事項9、令和7年度新型コロナワクチン定期予防接種の自己負担額変更について、報告事項10、令和7年度小児インフルエンザワクチン任意予防接種についての御説明をお願いいたします。

小島予防対策課長。

〇小島予防対策課長 資料第9号を御覧ください。公害健康被害認定、被認定患者に対し、新型コロナワクチン接種に係る費用を助成する事業を令和7年度から実施いたします。

概要です。区、は公害健康被害の補償等に関する法律に基づく被認定者を対等、対象として、インフルエンザワクチン接種の自己負担額を全額助成する事業を実施しております。新型コロナワクチン定期接種については、令和7年度から対象となる区民の自己負担額を3,500円とすると、区議会、6月、厚生委員会にて御報告いたしました。定期対象、接種の対象となる被認定者については、認定疾病の増悪防止と罹患時の重症化予防を図ることを目的として、3,500円を上限として助成を行います。

対象者は、被認定者のうち、新型コロナワクチン定期接種の対象となる方で、表記のとおり

りでございます。

助成額は、自己負担額について、3,500円を上限に償還払いにより助成いたします。

今後のスケジュールですが、9月中旬に対象者への郵送にて個別通知を開始し、10月1日より事業開始となります。

なお、本事業の実施に当たりましては、公害保健福祉事業に基づく国負担金を活用いたします。こちらは9月補正予算にて計上しております。

続きまして、資料第10号、令和7年度新型コロナワクチンワクチン定期予防接種の自己負担額変更についてについて御報告いたします。

区は、今年度の新型コロナワクチン定期予防接種の自己負担額について3,500円と決定いたしました。東京都が重症化が懸念される高齢者等の自己負担額を減らすことを、軽減を図ることを目的に、区市町村に1,000円の補助を行う支援事業を実施することから、これを活用し、自己負担額を変更いたします。

変更は、自己負担額のみにて2,500円といたします。

対象、接種期間、周知方法については、表記のとおりにて変更ございません。

接種対象者には9月下旬に2,500円の自己負担の旨が記載された予診票等を個別発送いたします。

区民の自己負担額は変更といたしましたが、先ほど資料9号で御報告した公害健康被害被認定患者の助成上限は3,500円のままとし、変更いたしません。

続きまして、資料第11号をお願いいたします。令和7年度小児インフルエンザワクチン任意予防接種についてです。

小児のインフルエンザワクチンの接種費用助成については、対象とするワクチンを昨年度までは注射用HAワクチンのみとしておりましたが、今年度から経鼻生ワクチンを追加いたします。また、接種費用助成の対象年齢を、昨年度までは中学3年生相当としておりましたが、高校3年生相当まで拡大いたします。

対象は、注射ワクチンは生後6か月から高校3年生相当年齢までの区民、経鼻ワクチンは2歳から高校3年生相当年齢までの区民となります。

接種回数は、注射ワクチンの場合、6か月から12歳までは2回必要ですが、13歳以上は1回、経鼻ワクチンは、どの年齢でも1回のみです。注射あるいは経鼻ワクチンのどちらかを選べる場合は、どちらか一方のみを助成いたします。

接種期間は、令和7年10月1日から令和8年1月31日までで、助成費用は、注射ワクチン

は1回3,000円、経鼻ワクチンは1回6,000円で、自己負担額は医療機関により違いはございますが、おおよそ注射ワクチンは1,000円、経鼻ワクチンは1回2,000円となります。東京都の補助金を活用し、注射ワクチンは1回1,000円、経鼻ワクチンは2,000円の補助が6か月から12歳の方には適用されます。

周知方法は、区報、SNS、区ホームページへの掲載及び区内指定医療機関等におけるチラシ掲出にて周知いたします。

御報告は以上となります。

〇のぐち委員長 それでは、報告事項7、文京区新型インフルエンザ等行動対策、行動計画改定についての御質疑がある方、挙手をお願いいたします。

たかはま委員。

〇たかはま委員 今回、東京都の改定の柱として、全体を3期、準備、初動、対応というふうに分けて記載して内容が充実しているということで見せていただきましたけれども、一方で、この充実した内容をどう区の独自の計画に落とし込んでいくかというのはちょっと難しいなというふうに私は思いました。これは区のほうで計画を立てて、東京都に意見照会するというのは、都のほうで何かこうマルかバツか判断をされるというようなことなののでしょうか。だとすれば、ある程度、ひな形が示された上での計画案策定となるのでしょうか。どんなふうやっていくのかといったところ、今の時点でのお考えをお伺いしたいというふうに思います。

それから、東京都のこれまでの感染症対策を本計画の改定に盛り込んでいくという上では、まず、本区の新型コロナのこれまでの対応を振り返っていくことが必要かなというふうに思いますけれども、区としてはどのように受け止めていますでしょうか。

〇のぐち委員長 中島生活衛生課長。

〇中島生活衛生課長 まず、東京都への意見照会ということですが、東京都の説明では、やはり62の区市町村全部をまとめて、やっぱり、それを眺めて、やっぱり整合性がとれているかどうかというところを一定程度確認をしたいという話で御説明をいただいているところでございます。したがって、東京都のほうからは、都の計画のひな形と、あとマニュアルみたいなものが出されてございますので、それにのっとりながら、どこまで区の色が出せるかといったところにつきましては、非常に難しいところではありますが、なかなかその、例えば前回のコロナみたいに大規模感染になりますと、なかなかその色が出ている対応というのできるかというと、なかなか難しいかなというところがございますが、その辺も踏ま

えた上で、今後、今、作業をしているところでございます。

また、文京区のコロナの今まで、これまでの取組につきましては、一定程度、それも踏まえた上で、令和6年の3月に計画を策定していただいておりますので、その中で整合性をとっていきたいというふうに考えているところでございます。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 分かりました。都のほうで、割と一般向けに示されている感染症の対策を見ると、よくできているなというふうに思ったので、果たして文京区でつくる必要あるのかなと思ってしまったんですけども、その独自の色というのはどういうことが考えられますでしょうか。

○のぐち委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 新型インフルエンザ等の行動計画につきましては、正直、医療部門については、やはり、かなり国あるいは都の意向を強く反映させる形になるので、そこはなかなか正直難しいところがあるのかなと思います。当然、令和6年の3月に作成したのも、その同じトーンでつくってございますので、基本的にはそれを、ある種、今回、新型インフルエンザ行動計画も感染症予防計画の対象となる感染者はほぼほぼその中で同率になっていきますので、そことの整合性をとるという形でつくっていくしかないかなというふうには考えているところでございます。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 ありがとうございます。都の計画のほうでは、学校のほうの対応ですね、分散登校ですとか、オンライン学習と対面学習を組み合わせた学習の工夫により学びの継続が可能となる体制を整備するというようなことが示されておりまして、本区の計画では、健康観察、そして臨時休業といったような書きぶりになっているのかなというところで、このあたりが拡充してくるのかなと私は受け止めておりました。

さきの新型コロナのときは、やっぱり国から示される情報が突然来て、私たち、保護者や子どもたちが振り回された印象がございました。それから、給食の席の配置ですとか、あとマスクとか、科学的な検証も必要なのではないかなというふうに思いますので、そのあたりしっかりと検証していただいて、教育分野との連携を深めていくというのが一つ重要な部分になってくるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○のぐち委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 今、御指摘いただいたところというのは、どちらかといいますとBCP

に近い、区民生活にどのように影響を少なくしていくかといったところになるかと思います。そこにつきましては、今、全庁的に素案を投げさせていただいて、今、その整理をさせていただいているところでございますので、その中でまた次の議会のほうに御報告させていただきたいと思います。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 たかはま委員と質問がダブリました。ちょっと別なことで1点、検討体制の委員会の構成員と検討会議の構成員、これについてお答えください。

○のぐち委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 まず、新型インフルエンザ等対策行動計画検討会、こちらの構成員につきましては、庁内の部長級になってございます。逆に、新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議、こちらにつきましては、医師、あるいは消防、警察といった、そういった専門家の方たちとの検討会という形になっているところでございます。

○のぐち委員長 よろしいですか。

ほかにございます。

続きまして、報告事項8、公害健康被害被認定者に対する新型コロナワクチン接種費用助成事業についての御質疑をお願いいたします。

たかはま委員。

○たかはま委員 公害認定患者のところでは、自己負担額3,500円ということで、先ほどの御報告で、その次のところの金額が1,000円安くなるといったところで、ただし、公害のほうは変わりませんといったような御説明がありましたけれども、ここをもう少し、どうして変えないのかなといったところを教えてくださいませんか。人数でいうと126名でしょうか、文京区の予算規模からすると、そこに影響してくるという話ではないのかなと思いますけれども、教えてください。

○のぐち委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 区民の方はコロナワクチン、今年は2,500円ということで、東京都の補助を使わせていただいておりますが、文京区、公害患者様の中には、文京区から転出されても、転出先の自治体では公害の制度がない、関係事務がないというところがございますので、そういった方は引き続き文京区で認定して各種助成を行っている方がいらっしゃいます。そういった方については、ワクチンの自己負担がそれぞれのお住まいの市町村であったりというところでの御負担となりますので、そこも勘案して3,500円を上限としております。こちら

の対象者としては、都外の在住、都外というか区外の在住の方、引き続き受けていらっしゃる方については、27人となっております。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 27人ということで承知しました。何でも無償化しろという考えは私はなくて、一定程度の負担は必要だろうと思うんですけれども、一方で、こちらのほうを下げた、でもこっちは下がらないというのでは、ちょっと区民の方への、それから、27人の方は区外の方だと伺いましたけれども、ちょっとこううまく説明がつかないのかなというふうに思うんですけれども、もう少し負担軽減を同じにして、そしてお伝えしたほうが、区民の皆さんの健康を守るという意味では伝わり方が誤解なく伝わるのではないかなと思うんですけれども、その償還払いのところで負担額を上げるということはできないのでしょうか。

○のぐち委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 こちらの制度は、先ほども申し上げましたとおり、公害保健福祉事業に基づく国負担金というのを活用しております。そちらでは3,200円を上限として国負担が4分の3ということになっておりまして、3,500円を区が負担するとしても、残りの800円と、3,200円を超える300円の方は区の負担として持ち出しということになっております。2,500円の自己負担の場合には、国が1,875円で、区が625円というふうにはなりますけれども、そういった制度上の設計の問題もありますので、今後、ちょっと研究してまいりたいと思います。

○のぐち委員長 よろしいですか。

続きまして、報告事項8は終わった、報告事項8の質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項9、令和7年度新型コロナワクチン定期予防接種の自己負担額変更についての御質疑をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、報告事項9の質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項10、令和7年度小児インフルエンザワクチン任意予防接種の、接種についての御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

千田委員。

○千田委員 従来のインフルエンザワクチンは、ウイルスを不活化した、まあ、殺菌ですね、殺菌した不活化ワクチンなんですね。で、今回承認された経鼻ワクチン、これ名称はフルミスト点鼻液なんですけど、これはウイルスを弱毒化した生ワクチンです。生ワクチンのため、

ちょっと不活化ワクチンとは違う副作用が出てきます。風邪症状が出てきますね、それが出やすくなって、鼻水、鼻づまり、咳、発熱などが、ちょっとデータ調べたんですけど、30%から40%の人に、接種後3日から7日ぐらいまで見られるということですね。また、生ウイルスを接種するので、飛沫または接触によりワクチンのウイルス、ワクチンウイルスの水平伝播ですね、移してしまうという可能性があるということで、健康な方には移らないんですけども、やはり、この添付文書も読みましたけれども、ワクチン接種後、一、二週間は重度の免疫不全者との密接な関係を可能な限り避ける必要な措置を講じることを被接触者または保護者に説明することが必要です。これ添付文書にも書かれてあります。

それで、質問なんですけど、注射が苦手なお子さんには、やはり痛みのないフルミスト点鼻液が好まれると思います。それと、また1回で済むので、親も楽ですよ、休み取って2回行かすって。また、このワクチンは子どもの体調がいいときじゃないとなかなか受けなくて、そのために仕事を休んで行こうと思っても行けなくなったということは本当に皆さん経験あると思うんです。なので、1回ということは非常に便利なんです。なので、ただ、こういう便利さもあるし好まれるんですけど、やっぱりこの生ワクチンの、それが家に起こる問題点の、やはりこれは説明をしたほうがいいんです。もちろん、受けるときに医者は説明すると思うんですけども、どっちにしようか、やはり、母親だったら2回だったら2回の休みを取らなきゃいけないし、1回だったら1回の休み。やはりこのことは説明していかなければいけないと思うので、このことも説明して周知するべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○のぐち委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 おっしゃるとおり、生ワクチンのところというところで、ホームページ等では説明を今から、今後、詳しくしていく予定にしております、具体的には、ぜんそくがある方は悪化する可能性があるというのが小児、日本小児科学会からも言われていますし、授乳、授乳婦であったり周囲に免疫不全の患者さんがいる場合には、やはり水平伝播の可能性があるので、不活化インフルエンザのHAワクチンの使用を推奨しますというふうになってございますので、そのあたりのメリット・デメリットというところもきちんと伝えてまいりたいと思っております。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 そうですね、生ワクチンであるがためのデメリットもあるわけなので、今、周知していただけるということで、例えば、このワクチンは大人には打てないんですね。大人に

打つということは、大人は既に免疫を獲得している方が多いので、生ワクチンを入れても抗体で免疫がつきにくいという、そのような状況で大人には使えないということで、あと、それと、既に1回かかった方とかには、やっぱりあまり効果的ではないという、そのようなね、生ワクチンがゆえに問題点もありますので、そういうことはしっかり区民に伝えていただきたいと思います。

以上です。

○のぐち委員長 よろしいですか。

それでは、報告事項10の質疑を終了いたします。

○のぐち委員長 続きまして、一般質問に入ります。

たかはま委員。

（「委員長、私、先ほど一般質問あります」と言う人あり）

○のぐち委員長 確認できますから大丈夫です。

たかはま委員、一般質問をお願いいたします。

○たかはま委員 2点お伺いします。

まず、1点目が、民泊の指導状況についてお伺いしたいと思うんです。都政新報9月16日の記事では、苦情が増加しているため、民泊の件数が都内トップスリーの各区では規制強化に乗り出していくというふうに報じております。本区で、今、どのように捉えているのかというのがお伺いしたい内容なんですけれども、例えばですが、苦情の件数はどうか。それから、それを受けての指導の件数ですとか、あと、こういった事案があったのかについて具体的に教えていただけるとありがたいです。

○のぐち委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 今いただいた御質問の、まずは苦情の件数でございますけれども、本区におきまして、民泊開設後の苦情につきましては、令和4年度は1件です。5年度から6年度は17件、それぞれ17件。現在、8月末までで12件という形になってございます。

個別に寄せられました苦情につきましては、その都度その都度ですね、私たちのほうから、保健所のほうから事業者のほうに連絡をとり、こういう苦情が来ているけれども早急に対応してくださいという形で対応させていただいているところでございます。

あとは、事例といたしましては、やはり、ごみとか騒音とか、あるいは夜中にごろごろキャスターを引いてくるという、一般的に報道されていることはございますが、その中で、や

はりですね、我々行ってみてちょっと思うところは、ちゃんと行けば、ちゃんとごみ出しのことについてはしっかり掲示はされております。ただ、その中でも、やはりごみについては出てくるというところもございますので、そこについては事業者と連絡を密にとりながら対応していきたいなというふうに考えているところでございます。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 具体的に教えていただいております。私も地域でいろいろ話を聞くと、キャスターのごろごろ問題だとか、ごみ出しとか、民泊のせいだとか外国人のせいだとかというような話をすごく聞くんですけども、ただ、よく聞いていくと、必ずしも民泊だからとは証明できない。確かに、夜ごろごろすることってあるよね。というのは、私も大通り沿いに住んでいるので感じるんですけども、それがどこかというのはまた違う話だと思うんですよ。ただ、区のほうでも一定受け止めているということは承知いたしました。

そういった苦情の多発する声を受けて、区によっては規制を強化するといったような話があるということで、それを文京区のほうではどのように受け止めて、今後、対策をしていくのかというのが伺いたかったことなんですね。

今月公表された豊島区の条例改正案では、営業可能日数を縮減するということで、区内全域で営業できる日を夏休み、冬休みに限定する。それから、住宅専用地域、文教地区での新規の民泊の施設を開設、の開設を禁止するといったような内容になっています。墨田区では、区内全域で平日の民泊営業を原則禁止するということ。ただ、例外として、管理人が常駐していれば、つまり、事業者が24時間すぐ対応できるといったような体制であれば例外とするということで、各地域の実例によって、よりよい民泊といいますか、規制を強化するというふうに聞いておりますけれども、文京区としてはいかがお考えでしょうか。

○のぐち委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 様々な、各区、いろいろな取組をされているところでございますが、決して私たちの立場でそれをどうこう評価する立場ではございません。ただ、民泊の一般的な、法的な立てつけといいますか、それにつきましては、基本的には許可事業ではございませんので、届出という形になりますので、届出の際につきましては、条件がそろってしまえば我々としては届出を受理しなければいけない。そういった、また受理をされれば、一定期間の間に手続をしなきゃいけないという形になります。また、文京区におきましても、やっぱり地域によって、一定、規制をかけさせていただいております。具体的には、近隣商業地と商業地以外、大体この7割強のエリアにつきましては、土曜日の午後から、あ、失礼しま

した、金曜日の午後から日曜日の午前中までしか営業ができないという規制をかけてございます。まあ、大体、先ほど言った7割強のエリアについては、そういった形の規制になっているところがございます。各区とも実情に合わせていろいろな取組をしているところもございますし、また、昨今報道されているような、なかなか斬新というか新しい手法での規制についてもあります、取り組んでいるところがございますので、我々文京区といたしましては、その推移を十分に注視していきながら、さらに文京区でできることを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 承知いたしました。今、御答弁いただいたところが、まさに文京区の特徴のかなというふうに思っていてまして、商業系地域とされているけれども、もう実態としては、商店街もないし、マンションになっているしということで、ぱっと見の印象としては、もう閑静な住宅街になっているというところもあると思うんですね。ただ、法令上、ここは規制できない、民泊は届出があれば受理せざるを得ないというのは本当におっしゃるとおりだと思っていて、そのあたりで住民の方とのあつれきが生じかねない状況が起きているのかなというふうに私は認識しております。

区の対応として、区の民泊条例のパブコメの際に、区民の方から危惧する意見がいろいろと出ていましたけれども、区のほうは割としゃくし定規な印象を私は受けたんですよ。法律ではこうなっているんでしょうがないですというようなのを受けていて、そのところに区のほうでももう少ししっかりと住環境をよくしていくといったような思いが必要なのかなというふうに思います。先ほど、課長御答弁いただきましたので、しっかりと見ていただけるのかなというふうに期待はさせていただいておりますけれども、ぜひ各区の規制の動きを捉えて行っていただければと思います。

二つ目の質問をさせていただきます。文京涼み処についてお伺いします。

今年の6月16日から10月17日の開設ということでやっていただいております、今年度、マイボトルへの給水スタンドが設置されております、この夏の暑い時期、御好評いただいたのかなと思いますけれども、今の時点でどのような受け止めをされているのか、どのぐらいの方が利用されたのか、把握されていれば教えていただけますか。

○のぐち委員長 大武健康推進課長。

○大武健康推進課長 まず、文京住み処についてなんですけども、こちら、夏の暑い時期の外出時に一時的に暑さをしのぐための場所として、熱中症の予防として、一休みを目的に開設し

ているところでございます。区有施設におけるマイボトル用給水器、こちらは所管がリサイクル清掃課になりますので、どのぐらいの利用をしているかというのは詳細把握してないんですが、公園が近くにあるところなどについては多く利用されているというようなことは聞いてございます。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 承知いたしました。確かに、おっしゃるとおり所管は違うんですけども、涼み処自体は10月17日までということですが、これは期限が過ぎたらどうなるのかですね。ぜひ続けていただきたいなというふうに思うんです。寒い時期のウォーキングだと、ほっと一息についてあったまるということも大事だと思いますし、先日、小石川で工事中の事故があつて停電事故起こりましたけれども、そういったときに、この場所だったら空いていますよというところがあれば、災害が起こった際に一時的に身を寄せることもできると私は考えております。そういうふうに区民に対して伝えていくというのは大変意義があるのかなというふうに思います。

この文京涼み処マップというのも、私、ちょっと今回調査するまで知らなかったんですけども、すごくよくできているなというふうに思うんですね。この表示されている休憩の拠点をつなぎながらお散歩を楽しんでいただくというのも健康維持につながる取組の一つになるかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○のぐち委員長 大武健康推進課長。

○大武健康推進課長 区有施設におけるマイボトル用給水器については、委員御指摘のとおり、こちら通年で利用できるというのは、リサイクル清掃課のほうに確認してございます。

涼み処の開設期間でございますが、こちらは昨年、令和6年は7月1日から9月30日までございまして、近年の猛暑化ということで、今年度においては6月16日から10月17日までと拡大しているところでございます。涼み処として区有施設において通年での開設の依頼というのは考えてございませんが、開設期間外においても、地域の施設として適切に運営されるものと認識してございます。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 分かりました。だったら、うまく、こう、文京オアシスみたいな感じで開けておくといいんじゃないかなというふうに私は受け止めましたので、ちょっと御検討いただけるとありがたいです。

区のほうでは、ウォーキングの取組として、ふーミーというアプリの開発されて、やって

いただいたかと思うんですけれども、その反響も併せてお伺いできればと思うのですが、今、どのような状況でしょうか。

○のぐち委員長 大塚保健サービスセンター所長。

○大塚保健サービスセンター所長 ふーミーのほうなんですけれども、現状、まだ把握はしていない、今、利用されている部分は完全には把握はされていない状況になっております。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 分かりました。1日8,000歩を90日間達成すると、ふーミーのオリジナルグッズがプレゼントされるということで、私もインストールして、時々、ウォーキングしているんですけど、ちょっと恥ずかしながら夏さぼっちゃって、まだ達成ができてないですね。これがどうなのか、区民の方に果たして受け入れられているのかというところで、ちょっと私、利用者として疑問だなというふうに思っていて、アプリの使い勝手がいまいちだったりとか、もらえるプレゼント、ちょっとプレゼント何だか分からないのでちょっと教えていただきたいんですけれども、継続して取り組む施策というのはちょっと弱いんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そうですね、ふーミー、はい、いかがでしょうか。

○のぐち委員長 大塚保健サービスセンター所長。

○大塚保健サービスセンター所長 今回の部分の思いとしまして、やっぱり生活習慣という意味で、歩くということが非常に重要というのは我々今までずっとやってきたところでありまして、その意識を持っていただくというところでスタートした部分になります。特に、成人病予防というのは、なかなか運動きっかけというのが見つからないというところがあって、30代、40代の方々、健康意識の高い方々はいろいろな運動やっているんですけども、そのほかのやっぱり日々の仕事に追われている方々は、なかなか自分がどう運動していいか分からないというところを見るために、我々としてはその一助という意味で、皆さんと厚生労働省が言っている8,000歩というものを目標にして運動してもらいたい。そのための一助という形でアプリ入れさせていただいているところであります。

アプリのプレゼントに関しては、すいません、健康推進課長ですか。

○のぐち委員長 大武健康推進課長。

○大武健康推進課長 90日、連続じゃなくても達成すると、サコッシュといって、肩からかけるようなバックのようなものを配付することを検討してございます。まだ90日は、6月25日からスタートしていますので、まだ90日たっていないというところで、まだその反響というのはないんですけども、これから窓口、窓口においては、健康推進課、または保健サービス

センター及びその本郷支所、そして高齢福祉課のほうの窓口で受け取りが可能となっているところでございます。

○のぐち委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 あ、まだたってなかったんですね、分かりました。先着1,000名と書いてあったので間に合うかなと思っていたんですけれども、ちょっと不十分な質問に対して大変丁寧にお答えいただいております。

やっぱりアプリと、実際に区内のお散歩できる拠点というのが合わさったときに、より一層歩きやすい文京区というのが実現してくるのかなというふうに思いますので、ぜひ涼み処の取組については今後の充実に期待させていただきます。

以上です。

○のぐち委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 私からは1件、一般質問が、感染症対応についてお伺いいたします。

こちら毎年ね、夏になりますと、エアコン使用の影響からの空気の換気回数の低下、あと、長期休み等での外出の増加による人の流れの活性化などから、新型コロナウイルス感染症が増加する傾向が見られます。また、今ね、ニュースなどでもやっておりますけども、この夏に流行している新型コロナウイルスの変異株に関しましても、感染力が高いこともあり、夏休みが終わって小・中学校など一つの教室に集まる機会が多い小・中学生の子どもたちへの感染などもちょっと心配になるところがございますが、感染症に対しまして、現状での保健衛生部と教育推進部との連携等は、今、現状どうなっているのでしょうか。お聞かせください。

○のぐち委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 区立小・中学校につきましては、学級閉鎖等の報告については、両方で共有しているところがございます。急激な感染症の増加については、状況をお互いに確認して、共有して対応について協議等を行っております。

○のぐち委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。先ほどもね、言いましたけども、コロナも夏になって、今、増加している傾向の可能性も高いと思いますので、今後またね、例年の動きになっていく可能性もあると、かなとも感じますけども、今ね、課長がおっしゃった学級閉鎖等の情報やね、そういった情報のやり取りを活発にお互いにやっていって、感染症に対しての迅速な対応を今後ともしていただきますよう、どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございます。

ざいます。

○のぐち委員長 よろしいですか。

それでは、3時になりましたので、3時半まで休憩に入りたいと思いますが、委員会視察について理事会がございますので、理事の皆さんはそのまま席にお残りください。よろしくお願いいたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時28分 再開

○のぐち委員長 それでは、委員会を再開いたします。

報告事項に戻る前に、先ほど開催した理事会の報告をいたします。

委員会視察について協議いたしまして、10月27日、月曜日、28日、火曜日及び29日、水曜日の2泊3日の予定で、鹿児島県徳之島町、熊本県庁、熊本県の障害者支援施設愛隣館、福岡市社会福祉協議会を視察することが合意されたため、本日、委員長案として資料のとおり視察計画（案）を提案させていただきます。

視察内容については、鹿児島県徳之島町にて、合計特殊出生率が1位となった母子保健・子育て支援施策について、熊本県庁にて、くまもとスマートライフプロジェクト、熊本県の障害者支援施設愛隣館にて、障害者芸術活動ArtBrutと施設の取組、福岡市社会福祉協議会にて、終活サポート事業をそれぞれ視察するものであります。

なお、視察行程につきましては、現段階の予定となります。

それでは、視察計画（案）のとおり委員会視察を実施することといたしたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○のぐち委員長 視察実施が決定したので、議長に「委員派遣承認要求書」を提出し、承認を得ることといたします。

また、視察目的に関係する理事者の参加については、執行機関から申出があった場合、御同行いただくことを了解いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○のぐち委員長 なお、視察行程等の詳細につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○のぐち委員長 ありがとうございます。

○のぐち委員長 それでは、一般質問を再開いたします。

宮崎委員は終わりましたね。

沢田委員。

○沢田委員 私からは1点です。先ほど、千駄木の郷の報告事項のところで言いかけたところ、介護現場の人材不足の問題についてです。

まずですね、ちょっと先ほどお伺いしたのは区全体の特養の今の待機の状況ですね。そして、それに対して介護人材のほうはどうかと、区内の介護施設の離職もそうですかね、あと、採用の応募者の状況はどうか、把握されている範囲でお伺いします。

○のぐち委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 特養の全体の待機者数につきましては、申込者数イコール待機者数、入れない方ということで計算、数を合わせますと、ここ数年では減少傾向となっております。最新の数値ですと、7年の7月の1日時点で330となっております。

○のぐち委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 介護現場の人材の状況でございますが、様々な人材のいろんな課題があるということは認識をしております。ICTの導入ですとか、いろんな形でいろんな支援のほうがございますが、一方で、それを導入するのが難しいですとかというところも課題として聞いてございます。区といたしましては、基本的には、介護報酬の中で運営をしっかりしていただくということが前提になりますけれど、人材の支援に係る、職員の家賃助成ですとか研修費用、それから資格取得に係る支援ですとか、それから、時勢を捉えて物価高騰の支援ですとかを併せてしているところでございます。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 承知しました。様々な支援されているのは伺っているんですけどね、私が申し上げたいのは、先ほど千駄木の郷のところでもお話ししたとおり、例えばですけど、事業者の運営状況を区が継続的にチェックしていくみたいな話があるのであれば、事業者だけでなく、職員の職務の状況、介護従事者の皆さんの職務の状況も定期的にチェックできるような仕組みを設けてはどうかと思うんですね。

これ、理由も申し上げます。2点ありまして、一つは、現在、今の策定中だと思うんですけど、介護保険事業計画、この策定に当たって、従事、従事者の調査を実施されていますよね。これと同様の調査で構わないんですけど、これを介護施設の職員に定期的に調査をして

は、職務の満足度のアンケート調査だけでもいいんですけど、それをされてはどうかという話なんですね。理由は、今回の千駄木の郷、まさにそうなんですが、事業者が替わったり、あとはほかの施設でも運営形態に大きな変更があったりすると、職員にしわ寄せが来るんですよね。その状況をチェックをする、そして職員の皆さんが、あ、ちゃんと区は私たちの声を拾ってくれているんだなという、そういう安心感につなげられるような調査をされてはいんじゃないかということでの御提案です。もう既に事業計画でやられている調査のスキームがあるわけですから、同じものを使えば費用も手間もそこまでかからないんじゃないかなということでの御提案。これに関して、まずいいでしょうか。

○のぐち委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 今、現在行っている実態調査につきまして、その中でもお話のほうは拾える部分というのもございます。あと、ほかの区の状況ですとか、ちょっと確認をいたしまして、文京区でどのような形でできるかというところは研究してまいりたいと思っております。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 3年に1回の計画策定だけだと、その時々ということではないので、いつも区が気にかけてくれているなという、そういう安心感のためにも、ぜひ検討いただきたいというのが1点。

もう一点なんですけどね、現行の区内の施設で、私が調べてみる範囲には、経験年数、他区と全部比較したわけじゃないんですけどもね、高めなんじゃないかと思うんですよ。先ほど報告事項で紹介した、これ一例ですけど、介護サービス情報公表システムで見ると、区内の特養5施設の経験年数5年以上の職員の割合って、結構高いんです。ああ、正確には、小石川ヒルサイドテラスだとまだ5年たたないんで、これを除いた4施設ですけど、これで平均すると50.8%あるんですよ。平均をして50なので、もちろんそれより高い施設もあって低い施設もあるということなんですけど、先ほど紹介した奉優会さんの施設に比べると、文京区内の施設は基本的には経験年数の高い職員さんが多そうなんです。ので、その背景であるとか、要はこれまでの文京区の介護施策の経緯が、文京区の介護従事者の皆さんが置かれてきた環境であるとか、その経緯であるとか、そして、今後、これがどう変わっていくかというところは押さえておくことが重要なんじゃないかなという視点なんですが、こちらはいかがでしょう。

○のぐち委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 実態調査のほうで3年に1回、調査をかけさせていただきまして、その中で、事業者の状況ですとか、あとは従業員の方の状況ですとかというのは、一定程度、聞かせていただくということになるかと思います。

あと、区内でアクティブ介護ですとか、あと、施設長の会議ですとか、いろんな会議のほうを開かせていただいておりますので、そういったところでも状況的なものについては把握をしていきたいというふうに考えております。

○のぐち委員長 沢田委員。

○沢田委員 今おっしゃった、その3年に1回とか、あとはアクティブ介護、横のつながりの話であるとか、施設長会議とかで、なかなかすくえない、声になりにくい声というのがあると思うんです。そういう取りこぼしをないようにすることで、本当は続けていきたいのに、やむを得なく辞めてしまうという離職を防げるかなという御提案でした。

これちょっと最後なんですけど、介護現場と似たところでいうと保育現場もですよ。同じような状況があると思うんです。私、ちょっと現場に長くいたもので、そこも含めてなんですけど、保育のほうは、文京区ですよ、昨年度から指導検査と巡回指導に追加してですよ、そういう従来のやり方に加えて、電子申請システムLoGoフォームを活用して、現場の職員がいつでも気軽に区に声を届けられる、そういう仕組みを整備をしたということです。先日、子ども・子育て支援調査特別委員会で議論したんですが、これ、こういう仕組みがあると、実際に声を上げることはなかったとしても、安心感につながる、いつでも区は声を聞いてくれる、届けられるという現場の職員の皆さんの安心感になると思いますし、もう一点言うならば、その職務満足度の悪化につながるような要因を未然に察知したり、それを抑止したりする効果もあると思うんですね。ですので、今後、白山の郷であるとか、あと小日向二丁目の計画もありますし、文京区の特養、介護を含む、めぐる環境というのは、変化、過渡期になってくると思うので、そこで、今、従事されている皆さんがしわ寄せをくって、続けていきたいのに続けられないという状況が起きないようにですね、ぜひ検討いただきたいということ……。

○のぐち委員長 いただきたいという要望で。

○沢田委員 はい、要望です。

○のぐち委員長 承りました。

○沢田委員 職員のウェルビーイングが実現して、初めて利用者の方のウェルビーイングもあるということですので、ぜひ検討してくださいと、要望です。

以上です。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 私からは1点です。介護事業者、事業所の支援についてお伺いさせていただきます。

昨年、介護報酬が変更になりまして、非常に今、事業所の運営が大変です。そんな中で、我が党も何回か質問しているんですけども、9月の定例議会でも世田谷区を例に出して、世田谷区は訪問介護1事業所当たり88、88万円で、居宅サービス1事業所当たりでも28万円を交付しています。また、岩手県宮古市でも、介護保険の基金を使って助成を行っています。そして、品川区の例も出させていただきました。報酬引下げ分との差額を給付するため、今年、今年の第2回定例会に3,930万円を計上したということでお話しさせていただきました。それでですね、それで区長の御答弁は、介護報酬について、減収を補填することは考えておりませんという御答弁でした。

それで、また、杉並区も実施をすることになりました。杉並区では、物価高騰対策としての既存の支援策の対象外だった区内の訪問介護事業所などに対し、独自に食材費や光熱費ですね、こちらを助成すると発表しました。9月9日から始まった区議会の定例補正予算委員会にそれが提出されております。対象は675事業所に上り、4月から9月分を支援するというので、杉並区の岸本区長は、ケアする人たちが誇りを持って働き続けられるケア中心の地域社会を目指すということを宣言しました。

これまで都や区は、保育所、介護施設、障害者施設などを対象に、物価高騰対策を実施しています。対象外だった短期入所の介護事業所や、給食を提供している障害者通所施設を区が新たに支援する方針をあげました。そこでですね、この財源による、財源は国による物価高、物価、物価高対応の臨時交付金を充てるということなんです。やはりこの文京区でもこのように工夫して、何とか介護事業所に支援をお願いしたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○のぐち委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 介護保険制度につきましては、国の社会保険制度として、国、自治体、それから利用負担で運営されているということでございまして、国の社会福祉審議会等で議論を踏まえまして、3年ごとに期間、計画期間の中で財源等を社会福祉制度として持続可能な可能性を考慮した上で報酬改定の見直しがされているというところでございます。訪問介護を含む介護保険事業所、事業につきましては、その枠組みの中で介護報酬の、を基

本として運営されております。令和6年度の報酬改定における訪問介護の報酬改定につきましては、課題について、既に国のほうでも議論されているところでございます。この課題につきましても、全国市長会においても、国に対して、運営事業、事業運営を安定的に行うことができるよう、報酬とすることを要望しているところでございます。

文京区におきましては、介護職員向けの補助事業ですとか、アクティブ介護等の人材確保の取組ですとか、物価高対応の支援等を実施しているところでございます。これまで時勢を捉えながら区独自の取組を行っているという形でございますので、現時点で同様の、品川区と同様の支援という、行うということは考えておりませんが、国ですとかほかの自治体の動向を注視しながら、引き続き介護事業者への適切な支援について努めていきたいというふうに思っております。

○のぐち委員長 千田委員。

○千田委員 介護報酬制度そのものは国で決めるので、区としては要望を出していくという形になると思いますが、しかしながら、本当にもう今月の経営が苦しい、来月もどうなるかわからない、このような状況の中で、今、介護事業所が運営しております。なので、この杉並区のように、世田谷、そして新潟の村上市、岩手県の宮古市、品川区、そして例を出ささせていただきました。そして杉並区も、今月9月予算、9月補正で踏み切りました。なので、文京区もぜひ踏み切っていただきたいと思います。

以上でいいです。

○のぐち委員長 松丸副委員長。

○松丸副委員長 私のほうでは1点、母子健康手帳についてですね、ちょっとお伺いをさせていただきます。

どういうことかということ、知的障害がある親の、親のですね、親の子育てを支援しようということで、大学教授の研究班が、このたび、優しい言葉やイラストを使った分かりやすい、分かりやすい版母子健康手帳を国の科学研究費で作成をしたと。これの大学というのは、びわこ学院大学の藤澤和子教授、それから、西南女学院大学の杉浦絹子教授のこの2人ですね、作成をしたんですけども、要するに、大阪手をつなぐ育成会のホームページから無料でダウンロードできるほか、希望する自治体には印刷をして配付するこの母子健康手帳と、知的障害者、知的障害のグレーゾーンの人を含め、必要とする人はたくさんいるわけですけども、子育て現場で活用してほしいという、こういう趣旨の下で、こういったこの分かりやすい母子健康手帳をいわゆる作成をしたと。

この背景には、昨年の7月に最高裁の判決を受けて出た、障害を理由に不妊手術、不妊手術を強制した旧優生保護法を憲法違反とした裁判を受けて、国が障害者の健康や、結婚や出産、子育てを支援をする方向だということで、こういう分かりやすい版の母子健康手帳というのができたんですけども、これはぜひ各自治体が無料でダウンロードできるということもあるので、これ文京区の中でもそういった方がどの程度の対象になるのかというのは分かりませんが、数的にはね。しかしながら、こういった障害者の、障害者で子育てを持っている、子育てをしている親のいわゆる支援をするという観点も一つ、非常に大事な観点なのかなという部分もあるんで、ぜひこれ文京区としても取り組んでいただきたいかなというふうに思うんですけども、この辺をちょっと。

○のぐち委員長 大武健康推進課長。

○大武健康推進課長 母子健康手帳につきましては、通常版のほかに、現在も外国人の方には外国版、また、視聴覚障、視覚障害者の方には点字版を配付しているところでございます。今、委員から御指摘の知的障害がある方についても、寄り添っての対応をといるところでございますので、私どももこの分かりやすい母子健康手帳については、現物も確認してございます。妊婦が、妊婦本人が望む場合と、必要に応じて配付する方向で調整していきたいと考えてございます。様々な事情を抱える妊婦に対して寄り添った対応をして支援してまいりたいと考えてございます。

○のぐち委員長 松丸副委員長。

○松丸副委員長 分かりました。ぜひですね、前向きな一つの答弁でもございますので、これ無料なんでね、別に特段何か費用がかかってということでもないんで、すばらしい考え方もあるので、きめ細かいそういった障害をお持ちの方の子育てを支援するという観点から非常に大事な部分だと思うので、ぜひぜひ進めていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○のぐち委員長 よろしいですか。

○松丸副委員長 はい。

○のぐち委員長 以上で、一般質問を終了いたします。

○のぐち委員長 続きまして、その他に移ります。

本会議での委員会報告について、文案の作成については委員長に御一任いただきたいので

すが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○のぐち委員長 委員会記録について、本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○のぐち委員長 以上で、厚生委員会を閉会いたします。

午後 3時48分 閉会